

第84回国民スポーツ大会
第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会

第7回 総会

別冊

令和8年7月2日（木）

くにびきメッセ 大展示場



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

**第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会決定事項**

○第 6 回常任委員会（令和 8 年 3 月 12 日）

- | | |
|---|-----|
| ・第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程の一部改正 | P2 |
| ・第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画改正 | P13 |
| ・第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
式典基本構想 | P15 |
| ・第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
警備・消防防災基本方針 | P30 |
| ・第84回国民スポーツ大会 記録業務基本計画 | P31 |
| ・第84回国民スポーツ大会
デモンストラーションスポーツ会場地市町村第 2 次選定 | P33 |

○第 1 2 回総務企画専門委員会（令和 8 年 6 月 11 日）

- | | |
|----------------------|-----|
| ・第84回国民スポーツ大会 競技施設基準 | P37 |
|----------------------|-----|

各委員会の会議資料については、以下県のHP配下に PDF ファイルをアップしています。

【島根県 HP】

くらし > 文化・スポーツ > スポーツ > 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 > 準備委員会

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/sports/dai84kaikokusupo_dai29kaisyouspo/junbiinkai/ (右記 QR コードも同様のページへ遷移します。)



第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程の一部改正

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会規程を次のとおり改正する。

1. 改正する規程等

- 1) 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会規程（以下「専門委員会規程」という。）
- 2) 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本方針
第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画

2. 改正の理由

- 1) 歴史、自然、文化などの魅力を発信し県外からの誘客につなげることを目的に設置を予定していた、「魅力発信・誘客専門委員会」については、広域的に県の魅力を発信する広報活動や、「県民一人一人によるおもてなし」を促す「県民参加」の取組に合わせて一体的に進める方が効果的、かつ、効率的であることから、これらの取組を「広報・地域づくり専門委員会」に統合し、名称を「広報・地域づくり・誘客専門委員会」に変更する。
- 2) 「県民運動」の名称を「県民参加」に変更するため。

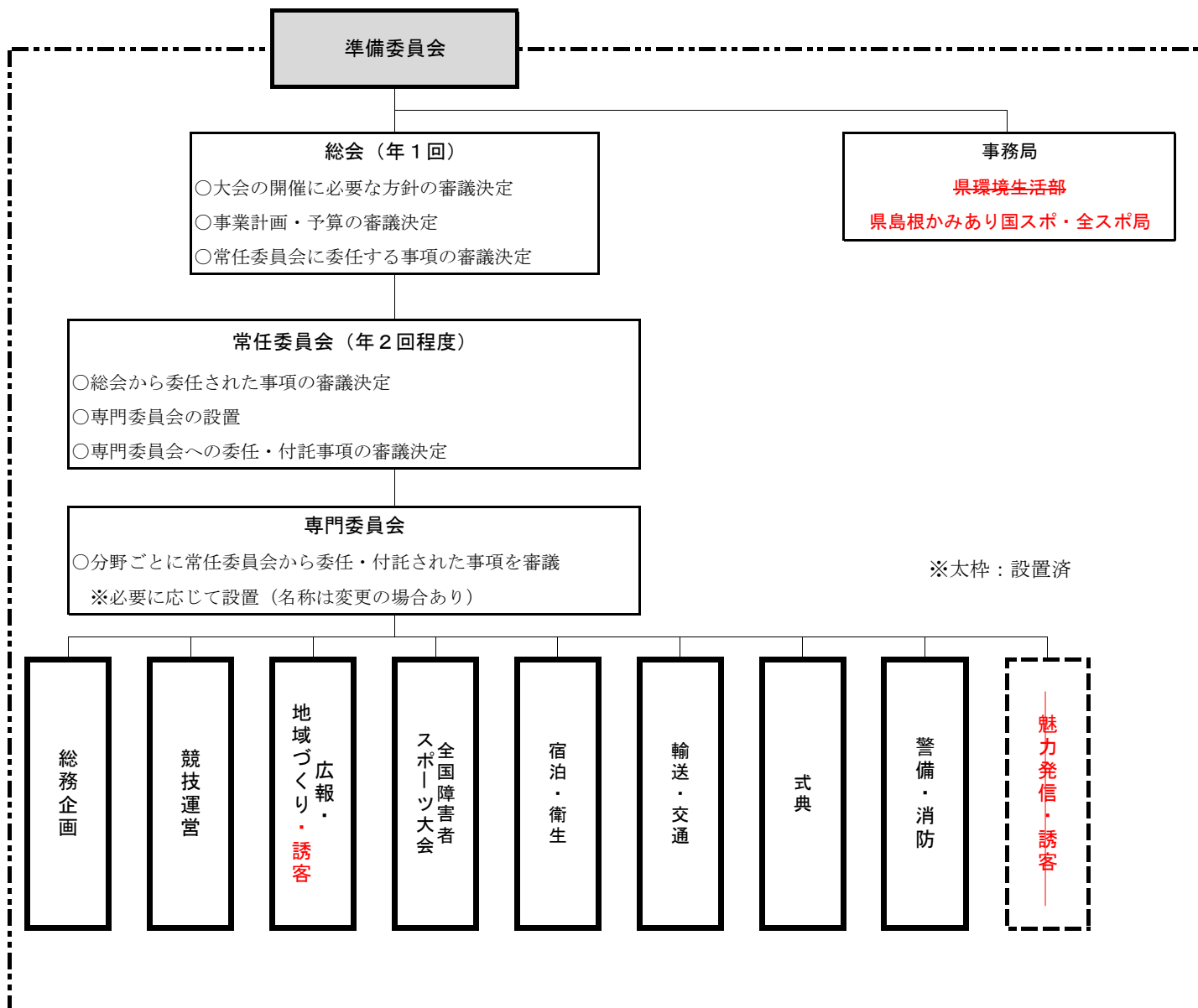
3. 改正の内容

別紙のとおり

4. 施行日

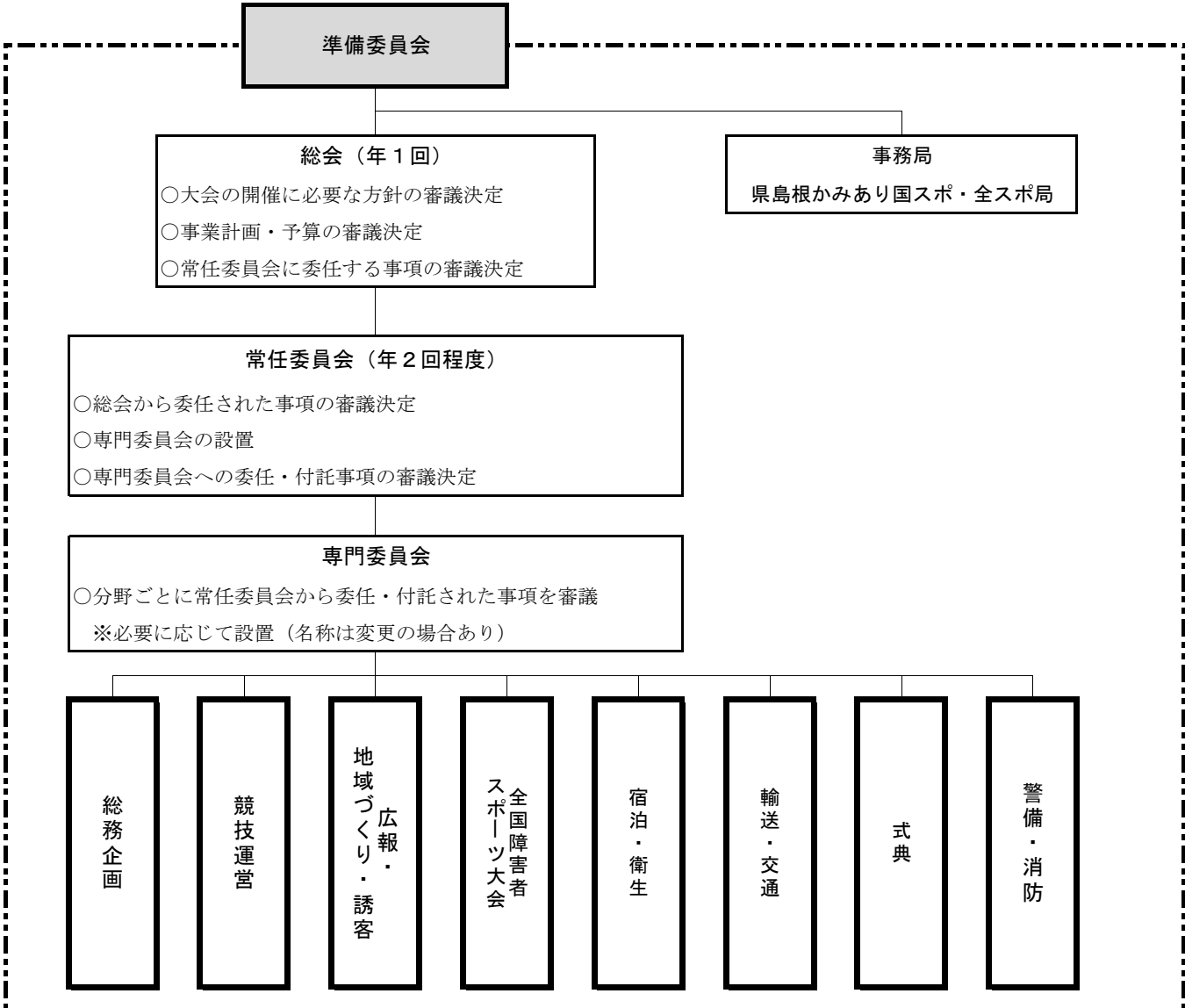
令和 8 年 3 月 1 2 日

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 組織図



総 会	大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
常 任 委 員 会	実質的な施策の審議・決定を行う機関 総会から委任された事項（開催基本計画、会場地市町村・実施予定競技の選定等）の審議決定
専 門 委 員 会	専門的な施策の審議・調査を行う機関（必要に応じて設置） ・総務企画 総合計画、会場地市町村の選定、施設整備方針、施設基準、募金・企業協賛等 ・競技運営 実施競技選択方針、運営計画、競技役員養成、用具の整備等 ・広報・地域づくり・誘客 広報基本方針、名称、シンボルマーク、マスコット等の制定、県民活動参加基本方針、地域連携の推進等、県外からの誘客につなげる歴史・自然・文化など地域資源の整理等 ・全国障害者スポーツ大会 大会の開催準備 ・宿泊・衛生 宿舎・配宿、食事・弁当、医療救護対策、防疫、食品・環境等 ・輸送・交通 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等 ・式典 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等 ・警備・消防 開・閉会式、競技会場の警備、消防防災対策 ・魅力発信・誘客 県外からの誘客につなげる歴史・自然・文化など地域資源の整理等

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会 組織図



総 会	大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
常 任 委 員 会	実質的な施策の審議・決定を行う機関 総会から委任された事項（開催基本計画、会場地市町村・実施予定競技の選定等）の審議決定
専 門 委 員 会	専門的な施策の審議・調査を行う機関（必要に応じて設置） ・ 総務企画 総合計画、会場地市町村の選定、施設整備方針、施設基準、募金・企業協賛等 ・ 競技運営 実施競技選択方針、運営計画、競技役員養成、用具の整備等 ・ 広報・地域づくり・誘客 広報基本方針、名称、シンボルマーク、マスコット等の制定、県民参加基本方針、地域連携の推進等、県外からの誘客につなげる歴史・自然・文化など地域資源の整理等 ・ 全国障害者スポーツ大会 大会の開催準備 ・ 宿泊・衛生 宿舍・配宿、食事・弁当、医療救護対策、防疫、食品・環境等 ・ 輸送・交通 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等 ・ 式典 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等 ・ 警備・消防 開・閉会式、競技会場の警備、消防防災対策

1) 専門委員会規程 新旧対照表

改正前			改正後		
第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）			第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	[略]	[略]	総務企画 専門委員会	[略]	[略]
競技運営 専門委員会	[略]	[略]	競技運営 専門委員会	[略]	[略]
広報・地域づ くり 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 地域づく りの基本的 事項に關す ること 4 その他広 報、機運醸 成及び地域 づくりに係 る重要な事 項に關する こと	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 県民運動 の推進など 地域づくりに 關すること 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 その他広 報、機運醸 成及び地域 づくりに關 すること (重要な事 項を除く。)	広報・地域づ くり・ <u>誘客</u> 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 その他広 報、機運醸 成、地域づ くり及び <u>魅 力発信・誘 客</u> に係る重 要な事項に 關すること	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 県民 <u>参加</u> の推進など 地域づくりに 關すること 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 その他広 報、機運醸 成、地域づ くり及び <u>魅 力発信・誘 客</u> に關する こと (重要な事 項を除く。)
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	[略]	[略]	全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	[略]	[略]
宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]	宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]
輸送・交通 専門委員会	[略]	[略]	輸送・交 専門委員会	[略]	[略]
式典 専門委員会	[略]	[略]	式典 専門委員会	[略]	[略]
警備・消防 専門委員会	[略]	[略]	警備・消防 専門委員会	[略]	[略]

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 3 月 12 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 と 2 会場地選定に関する事（デモ ンストレーションスポーツ及びオ ープン競技を除く） 3 県及び会場地市町村の業務分 担・経費負担に関する事 4 競技施設及び関連施設の基本的 事項に関する事 5 開・閉会式会場及び関連施設の 基本的事項に関する事 6 情報通信施設の基本的事項に関 する事 7 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する 事 2 文化プログラムに関する事 3 競技施設及び関連施設の調 査、調整等に関する事 4 開・閉会式会場及び関連施設 の調査、調整等に関する事 5 情報通信施設の調査、調整等 に関する事 6 募金・企業協賛に関する事 7 他の専門委員会に属さない事 項に関する事（重要な事項を 除く。）
競技運営 専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関す ること 2 実施予定競技の選択に関する事 と 3 デモンストレーションスポーツ の実施競技及び会場地市町村の選 定に関する事 4 その他競技運営に係る重要な事 項に関する事	1 競技運営に係る計画の推進に 関すること 2 競技役員等の養成及び編成に 関すること 3 デモンストレーションスポー ツに関する事（実施競技及び 会場地市町村選定を除く） 4 競技用具の整備に関する事 5 リハーサル大会に関する事 6 競技記録に関する事 7 その他競技運営に関する事 （重要な事項を除く。）
広報・地域づく り・誘客専門委員 会	1 広報の基本的事項に関する事 2 機運醸成の基本的事項に関する 事 3 地域づくりの基本的事項に関す ること 4 その他広報、機運醸成、地域づ くり及び魅力発信・誘客に係る重 要な事項に関する事	1 広報及び啓発の実施に関する 事 2 機運醸成の推進に関する事 3 愛称・スローガン、マスコッ ト等に関する事 4 県民参加の推進など地域づく りに関すること 5 ボランティアの募集・養成に 関すること 6 報道機関との調整に関する事 と 7 記録映像及び記録写真に関す ること 8 その他広報、機運醸成、地域 づくり及び魅力発信・誘客に関 する事（重要な事項を除く。）

委員会名	付託事項	委任事項
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること 2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること 3 その他全スポの運営に係る重要な事項に関すること	1 全スポの競技運営に係る計画の推進に関すること 2 オープン競技に関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 3 その他全スポの運営に関すること（他の専門委員会の委任事項を除く。）
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関すること 2 医事・衛生の基本的な事項に関すること 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること	1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 医療救護及び防疫に関すること 4 食品衛生及び環境衛生に関すること 5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること（重要な事項を除く。）
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること	1 全国輸送に関すること 2 開・閉会式の輸送に関すること 3 競技会場地の輸送に関すること 4 その他輸送及び交通に関すること（重要な事項を除く。）
式典 専門委員会	1 式典の基本事項に関すること 2 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること 2 式典音楽に関すること 3 式典演技に関すること 4 大会旗及び炬火リレーに関すること 5 その他式典に関すること（重要な事項を除く。）
警備・消防 専門委員会	1 警備、消防及び防災の基本的事項に関すること 2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関すること	1 警備、消防及び防災に係る計画の推進に関すること 2 その他警備、消防及び防災に関すること（重要な事項を除く。）

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 県民運動参加基本方針

1 目的

第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民運動参加は、大会開催に向け県民一人一人が様々な形で参加、協力し、各地域においておもてなしの心で来県者を迎えることにより、達成感や感動を分かち合い、生まれる夢や希望が郷土愛の醸成につながる大会の実現を目指して展開していきます。

また、大会開催を契機に、県民誰もがスポーツに親しみ、生涯にわたってスポーツに取り組む機会を増やし、スポーツを通じた地域の魅力発信や活力あふれる地域づくりに寄与することを目的とします。

2 目標

(1) スポーツに親しむ環境づくり

大会開催を機に、県民誰もがスポーツを身近に感じ、各地域でスポーツに触れられる環境を整備することにより、生涯にわたりスポーツに取り組む機会を増やし、スポーツを通じた地域コミュニティの維持や発展、健康増進につながるよう取り組みます。

(2) 県民総参加による大会の盛り上げ

すべての県民が、大会イベントやボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げます。

(3) 県民一人一人によるおもてなし

すべての県民が来場者をおもてなしの心でお迎えし、あたたかい県民性に触れてもらうことにより、大会を通じて島根ファンを増やし、島根県の魅力を高められるよう取り組みます。

(4) 島根県の多彩な魅力の発信

すべての県民が、自然・文化・歴史・食など島根県の魅力を再認識し、大会開催を魅力発信の契機ととらえ、来場者をはじめ多くの方々へ伝えられるよう取り組みます。

3 運動取組の進め方

県民の方々の理解のもと、県、市町村、競技団体をはじめ、県準備（実行）委員会構成員が互いに連携・協力しながら取り組みます。

2) 県民運動基本計画 朱書き：修正箇所

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 県民運動参加基本計画

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の取組により、開催に向けた全県的な県民運動参加を推進する。

1 具体的取組（主な取組例）

- (1) スポーツに親しむ環境づくり
 - ・デモンストレーションスポーツやスポーツイベントへの参加
 - ・地域のスポーツイベントや開催競技の体験教室への参加
 - ・ライフステージに応じた運動やレクリエーションなど、日常生活へのスポーツの取り入れ
- (2) 県民総参加による大会の盛り上げ
 - ・両大会の関連イベントや行事への参加
 - ・競技会場での観戦や選手の応援
 - ・ボランティア活動への参加
 - ・募金や企業協賛による協力
- (3) 県民一人一人によるおもてなし
 - ・明るい笑顔で元気なあいさつと親切で丁寧な応対
 - ・きれいな街づくりにより来県者を歓迎
 - ・のぼりや案内看板などによる選手の歓迎、応援
 - ・文化・芸術、郷土料理や特産品などによるおもてなし
- (4) 島根の多彩な魅力を全国に発信
 - ・自然・文化・歴史などの島根の多彩な魅力の紹介
 - ・郷土料理、ご当地グルメの紹介
 - ・島根の特産品をPR

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 県民参加基本方針

1 目的

第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の県民参加は、大会開催に向け県民一人一人が様々な形で参加、協力し、各地域においておもてなしの心で来県者を迎えることにより、達成感や感動を分かち合い、生まれる夢や希望が郷土愛の醸成につながる大会の実現を目指して展開していきます。

また、大会開催を契機に、県民誰もがスポーツに親しみ、生涯にわたってスポーツに取り組む機会を増やし、スポーツを通じた地域の魅力発信や活力あふれる地域づくりに寄与することを目的とします。

2 目標

（1）スポーツに親しむ環境づくり

大会開催を機に、県民誰もがスポーツを身近に感じ、各地域でスポーツに触れられる環境を整備することにより、生涯にわたりスポーツに取り組む機会を増やし、スポーツを通じた地域コミュニティの維持や発展、健康増進につながるよう取り組みます。

（2）県民総参加による大会の盛り上げ

すべての県民が、大会イベントやボランティア活動などに主体的に参加し、地域が一体となって大会を盛り上げます。

（3）県民一人一人によるおもてなし

すべての県民が来場者をおもてなしの心でお迎えし、あたたかい県民性に触れてもらうことにより、大会を通じて島根ファンを増やし、島根県の魅力を高められるよう取り組みます。

（4）島根県の多彩な魅力の発信

すべての県民が、自然・文化・歴史・食など島根県の魅力を再認識し、大会開催を魅力発信の契機ととらえ、来場者をはじめ多くの方々へ伝えられるよう取り組みます。

3 取組の進め方

県民の方々の理解のもと、県、市町村、競技団体をはじめ、県準備（実行）委員会構成員が互いに連携・協力しながら取り組みます。

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 県民参加基本計画

第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、次の取組により、開催に向けた全県的な県民参加を推進する。

1 具体的取組（主な取組例）

- (1) スポーツに親しむ環境づくり
 - ・デモンストレーションスポーツやスポーツイベントへの参加
 - ・地域のスポーツイベントや開催競技の体験教室への参加
 - ・ライフステージに応じた運動やレクリエーションなど、日常生活へのスポーツの取り入れ
- (2) 県民総参加による大会の盛り上げ
 - ・両大会の関連イベントや行事への参加
 - ・競技会場での観戦や選手の応援
 - ・ボランティア活動への参加
 - ・募金や企業協賛による協力
- (3) 県民一人一人によるおもてなし
 - ・明るい笑顔で元気なあいさつと親切で丁寧な応対
 - ・きれいな街づくりにより来県者を歓迎
 - ・のぼりや案内看板などによる選手の歓迎、応援
 - ・文化・芸術、郷土料理や特産品などによるおもてなし
- (4) 島根の多彩な魅力を全国に発信
 - ・自然・文化・歴史などの島根の多彩な魅力の紹介
 - ・郷土料理、ご当地グルメの紹介
 - ・島根の特産品を PR

朱書き:修正・見直し

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正

年度 逆年		2018(H30) (開催12年前) 内々定	2019(R1) (開催11年前)	2020(R2) (開催10年前)	2021(R3) (開催9年前)	2022(R4) (開催8年前)	2023(R5) (開催7年前)	2024(R6) (開催6年前)	2025(R7) (開催5年前) 内定	2026(R8) (開催4年前)	2027(R9) (開催3年前) 決定	2028(R10) (開催2年前)	2029(R11) (開催1年前)	2030(R12) 開催年		
開催手続		開催要望書提出 (日ス協・文科省)						中央競技団体視察	開催申請書提出 (日ス協・文科省)		日ス協・文科省視察 決定書受領(会期確定)		中央競技団体視察			
準備組織等	県	国スポ担当スタッフ設置 (スポーツ振興課内)	国スポ準備室設置 (スポーツ振興課内)	業務の増加・細分化に応じて組織を拡充(課の設置など)						国スポ・全スポ準備局設置			県行幸啓本部	大会実施本部		
	市町村			市町村担当者会議					会場地市町村国スポ準備委員会(随時設置)		会場地市町村国スポ実行委員会	警衛本部				
	競技団体			競技団体担当者会議	競技運営計画 競技役員等養成計画	競技役員等養成の推進						市町村競技会実施本部				
組織		国スポ・全スポ検討懇話会 【提言内容】 ・目指す成果と開催の意義 ・島根における大会のあり方 ・取組の方向性	国スポ・全スポ準備委員会 総会 常任委員会	総務企画専門委員会 競技運営専門委員会 広報・機運醸成専門 委員会	全国障害者スポーツ大会 専門委員会 広報・地域づくり 専門委員会	宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典専門委員会	警備・消防専門委員会	魅力発信・誘客専門委員会 広報・地域づくり・誘客 専門委員会	国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ大会 実行委員会				最終総会 解散			
全体計画			開催基本方針 会場地市町村選定基本方針 総合開・閉会式会場選定 会場地市町村選定基準	開催準備総合計画(1次)		開催基本構想策定		開催準備総合計画(随時更新)						大会報告書		
総務企画	会場地選定		国スポ正式競技・特別競技 会場地市町村選定(数次)	国スポ 公開競技 会場地市町村選定												
		県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針 業務分担・経費負担細目	全スポ 個人競技・団体競技 会場地市町村選定													
		市町村及び競技団体への意向調査・ヒアリング、選定調整														
		競技施設基礎調査	競技施設詳細調査													
	募金・ 企業協賛						募金・企業協賛基本方針・募金基本計画		企業協賛基本計画	募金・企業協賛活動の推進						
		競技式典会場	競技施設整備基本方針	競技施設基準	競技施設整備計画											
			県・市町村の競技施設及び式典会場整備の推進													
			文化プログラム							文化プログラム基本方針	文化プログラム実施計画	文化プログラム実施計画・実施要項・募集				
情報通信									情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの調整			情報通信本部		
行幸啓等										行幸啓の準備(行幸啓・お成り計画、警衛計画)				行幸啓等最終調整		
総合案内										総合案内基本方針	総合案内準備の推進			総合案内		
競技運営	競技運営				競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	競技運営基本方針 公開競技実施基本方針 デモンストレーション スポーツ実施基本方針	競技役員等養成事業 リハーサル大会 開催基準要項 デモンストレーションスポーツ実施競技・会場地市町村選定	記録業務基本方針 リハーサル大会 開催基準要項		記録業務基本計画	記録業務運営要綱		競技役員等編成 リハーサル大会実施本部	総監督会議 記録本部 総合・競技別 プログラム		
	競技用具				競技用具整備基本方針	競技用具整備要項	競技用具整備計画					競技用具整備の推進				
広報・ 地域づくり・ 誘客	広報・ 魅力発信・ 誘客 機運醸成 地域づくり	「魅力発信・誘客」を「広報」に含む	広報基本方針、基本計画	広報活動の推進(ホームページ、SNS、広報誌、チラシ、ポスター、各種メディア活用、懸垂幕、横断幕、記録映像等)												
			愛称、スローガン募集・決定	マスコットキャラクター、イメージソング等の作成(募集・決定)、活用、普及										島根の魅力発信に向けた取組の検討・推進		全国報道者会議
				時期に応じた講演会・スポーツイベント等の実施										大会につながる取組の募集		
	魅力発信・誘客					県民運動参加基本方針 県民運動参加基本計画 「県民運動」から「県民参加」へ変更	県民運動参加の推進(各種グッズの作成及び配布、花いっぱい運動等の実施母体支援など)					ボランティアの募集・養成				
			地域経済活性化に向けた取組の検討・推進										「魅力発信・誘客」を「広報」に含む			
宿泊・衛生	宿泊					宿泊基礎調査	宿泊基本計画					宿泊施設実態調査 宿泊料金決定 宿泊要項	宿泊本部			
		宿泊準備の推進(総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画等)														
	医事・衛生						医事・衛生基本方針 医事・衛生基本計画		医事・衛生対策各種要項	医療救護実施要項	医事・衛生準備の推進(食品衛生、環境衛生、防疫対策等)			救護本部・救護所		
輸送・交通			主会場周辺の輸送・ 交通等に関する調査	主会場周辺の輸送・交通等に係る課題整理、調整	輸送・交通基本方針 輸送・交通基本計画	輸送・交通業務指針				開・閉会式輸送計画 交通規制計画			輸送本部			
式典・会場	式典 会場						全国輸送基礎調査	式典基本方針 式典基本構想	全国輸送計画・会場地輸送調整		式典本部					
								会場管理基本方針 会場管理基本計画 会場管理体制の整備								
警備・消防							警備・消防・防災 基本方針・基本計画	警備・消防・防災準備の推進(関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など)						警備本部 消防・防災本部		
全国障害者スポーツ大会							オープン競技実施基本方針	オープン競技 会場地市町村選定		競技役員等の養成、ボランティア募集・養成等			リハーサル大会			
			全スポ開催に向けた課題の整理				国スポとの一体的な開催に向けた検討				競技用具整備					
国体・国スポ開催県(参考)		福井	茨城	(延期:鹿児島)	(中止:三重)	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀	青森	宮崎	長野	群馬	島根		



第84回 国民スポーツ大会



第29回 全国障害者スポーツ大会

式典基本構想



令和8年3月12日

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会

目 次

1 . 島根かみあり 国スポ・全スポの概要	1
2 . 式典の概要	2
3 . 総合開会式・開会式	3
4 . 総合閉会式・閉会式	4
5 . 各競技会場の表彰式	5
6 . 今後のスケジュール	6
参考資料	7



1982年（昭和57年）開催 第37回国民体育大会（くにびき国体）総合開会式の様子

1. 島根かみあり 国スポ・全スポの概要

(1) 第84回国民スポーツ大会（島根かみあり国スポ）

- 開催予定期日 ※令和9年(2027)年度に決定
2030年(令和12年)9月中旬～10月中旬
- 総合開・閉会式会場
島根県立浜山公園陸上競技場
- 実施競技
正式競技：37競技 特別競技：1競技 公開競技：8競技
デモンストラーションスポーツ：20競技程度(今後決定)

(2) 第29回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり全スポ）

- 開催予定期日 ※令和9年(2027)年度に決定
国民スポーツ大会本大会の直後に原則として3日間
- 開・閉会式会場
島根県立浜山公園陸上競技場
- 実施競技
正式競技：14競技 オープン競技：未定(今後公募予定)

(3) 大会の愛称

島根かみあり 国スポ・全スポ

旧暦10月は一般的に「神無月」と呼ばれますが、島根では、全国の八百万の神様が島根に集うことから、日本で唯一「神在月(かみありづき)」と呼びます。国スポ・全スポも全国から選手が集結して開かれる大会であり、公募によりこの愛称が選定されました。

(4) スローガン

自分を超えろ、神話をつくれ

自らの限界への挑戦とその先にある自己の人としての成長、そして、その姿が次世代の子どもたちへ夢や希望として引き継がれていくことへの思いが込められています。

(5) マスコットキャラクター



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

2010年に公募によって誕生した島根県観光協会のマスコットキャラクター「しまねっこ」。頭に大社造の帽子をかぶり、首にはしめ縄のマフラーを巻いています。可愛らしく誰もが親しみやすいキャラクターで大会カラーのユニフォームをまとい、様々な競技に挑戦。大会を盛り上げます。

2. 式典の概要

式典は、両大会の開・閉会式、各競技会の表彰式、炬火イベントで構成します。

「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」及び「同基本構想」に定められた内容を踏まえ、両大会の共通のスローガン「自分を超えろ、神話をつくれ」のもと、「島根かみあり 国スポ・全スポ」にふさわしい式典とします。

【式典基本理念】

- ① より多くの県民が参加し、スポーツを「する、みる、ささえる」、さらには「しる、つながる、はぐくむ」の観点から、共感し体感できる式典とする。
- ② 悠久の歴史や豊かな自然、多彩な文化・芸術など、島根の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- ③ アスリートファーストの視点に立ち、簡素化や効率化を図りながらも、参加者や環境への配慮などに創意工夫を重ねた、島根らしいコンパクトな式典とする。



1 ベーシックかつシンプル	2 アスリートファースト
県民が主体的に創り上げる 島根らしさが詰まったコンパクトな式典	「島根の式典良かったね！」と 各選手団から言われる式典
3 様々な観点から感じる 「スポーツ」	4 「島根」を記憶に残す
パフォーマンスや展示などで 「スポーツの祭典」を表現する式典	オール島根での魅力発信による 「島根ファン」づくり



3. 総合開会式・開会式

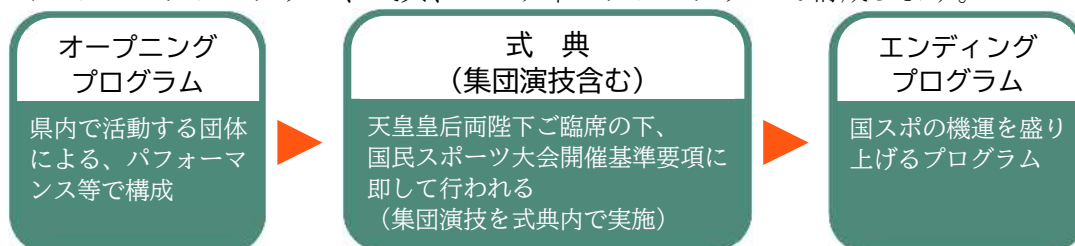
(1) 基本的な考え方(国スポ・全スポ共通)

自分に挑戦する選手たちへ「オール島根」でエールを送り、国スポ・全スポ開幕への期待感と感動を創出するとともに、心からのおもてなしで来県者を迎える内容とします。

(2) 構成及び次第

① 総合開会式(島根かみあり 国スポ)

- オープニングプログラム、式典、エンディングプログラムで構成します。



- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。

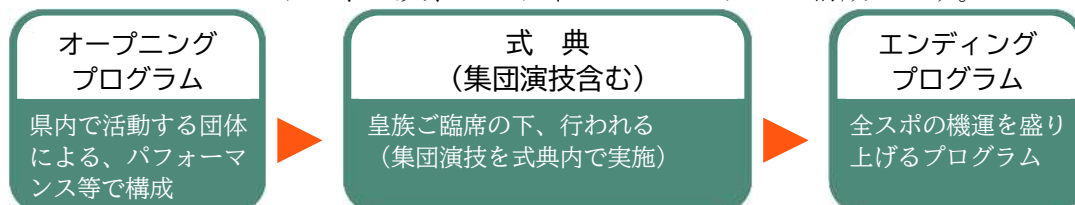
次第(総合開会式における式典の流れ)

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| 1. 開式通告 | 7. 天皇杯・皇后杯 返還 |
| 2. 役員・選手団 入場 | 8. 大会会長 あいさつ |
| 3. 開会宣言(島根県知事) | 9. 文部科学大臣 あいさつ |
| 4. 国旗 掲揚 | 10. 天皇陛下お言葉 |
| 5. 大会旗・日本スポーツ協会旗
・実施競技団体旗 掲揚 | 11. 炬火 入場・点火 |
| 6. 島根県旗・参加都道府県旗
・会場地旗 掲揚 | 12. 選手代表宣誓 |
| | 13. 閉式通告 |

※次第については、公益財団法人日本スポーツ協会と協議のうえ、正式に決定します。

② 開会式(島根かみあり 全スポ)

- オープニングプログラム、式典、エンディングプログラムで構成します。



- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。

次第(開会式における式典の流れ)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 開式通告 | 6. 文部科学大臣 あいさつ |
| 2. 役員・選手団 入場 | 7. 皇族お言葉 |
| 3. 開会宣言・大会会長 あいさつ | 8. 炬火 入場・点火 |
| 4. 国旗 掲揚 | 9. 選手代表宣誓 |
| 5. 大会旗・島根県旗 掲揚 | 10. 閉式通告 |

4. 総合閉会式・閉会式

(1) 基本的な考え方(国スポ・全スポ共通)

数々の熱戦を繰り広げた選手たちの健闘を称えるとともに、大会を支えてくれたすべての人への感謝の気持ちを表現し、後催大会へとつなげていく内容とします。

(2) 構成及び式典

① 総合閉会式(島根かみあり 国スポ)

- オープニングプログラム、式典で構成します。



- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。

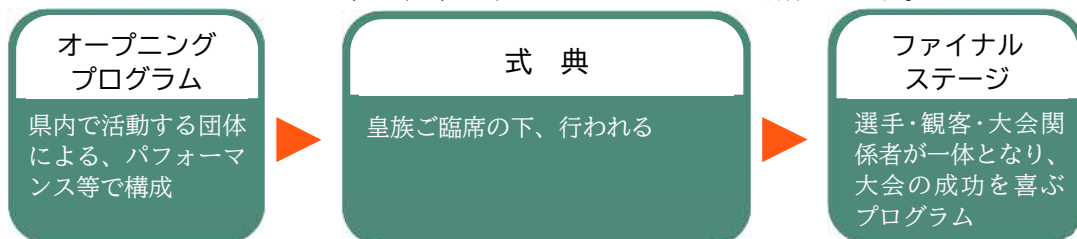
次第(総合閉会式における式典の流れ)

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1. 開式通告 | 9. 大会旗・日本スポーツ協会旗
・実施競技団体旗 降納 |
| 2. 役員・選手団 入場 | 10. 国旗 降納 |
| 3. 成績発表 | 11. 炬火 分火・納火 |
| 4. 表彰状 授与 | 12. 国スポ旗 引継 |
| 5. 天皇杯・皇后杯 授与 | 13. 奈良県旗 掲揚 |
| 6. 大会会長 あいさつ | 14. 閉会宣言(島根県知事) |
| 7. スポーツ庁長官 あいさつ | 15. 閉式通告 |
| 8. 島根県旗・参加都道府県旗
・会場地旗 降納 | |

※次第については、公益財団法人日本スポーツ協会と協議のうえ、正式に決定します。

② 閉会式(島根かみあり 全スポ)

- オープニングプログラム、式典、ファイナルステージで構成します。



- 次第の順序、記述については、今後の計画により変更する場合があります。

次第(閉会式における式典の流れ)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 開式通告 | 6. 国旗 降納 |
| 2. 大会会長 あいさつ | 7. 大会旗 引継 |
| 3. スポーツ庁長官 あいさつ | 8. 炬火 納火 |
| 4. 皇族 お言葉 | 9. 閉会宣言(島根県知事) |
| 5. 大会旗・島根県旗 降納 | 10. 閉式通告 |

5. 各競技会の表彰式

(1) 基本的な考え方(国スポ・全スポ共通)

数々の熱戦を繰り広げた選手たちの健闘を称えとともに、島根らしさや各市町村の特色を生かした内容とします。

(2) 実施方法等

- 各競技会の表彰式は、会場地市町村が競技団体と協議のうえ、実施します。

【国民スポーツ大会開催基準要項細則】(抜粋)

9 本則第20項第5項(各競技会表彰式の要領)

各競技会の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状 授与
- ・大会会長 トロフィー授与
- ・競技会会長 閉会のあいさつ
- ・会場地代表 歓送のことば
- ・国旗 降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗 降納



6. 今後のスケジュール

	運営内容	令和8～9年 (開催4～3年前)	令和10年 (開催2年前)	令和11年 (開催1年前)	令和12年 (開催年)
全体計画	・各種計画	式典基本計画	式典実施計画	式典実施要項	
式典運営	・式典運営 (競技会表彰式)	・式典全体の基本的な考え方 ・式次第検討 ・競技会表彰式要項	・全体スケジュール ・式次第決定 ・実施本部体制 ・動線計画 ・選手団参集範囲 ・放送・音響計画 ・表彰式計画	・総合練習計画 ・役員・選手団入場計画 ・アナウンサー選定 ・音響機器・映像システム整備 ・市町村との連絡調整	
	・オープニングプログラム ・エンディングプログラム	プログラム構成検討 ・基本的な考え方 ・構成イメージ ・出演者イメージ	プログラム内容検討 ・構成内容検討 ・出演者選定 ・映像プログラム検討	出演団体決定 ・出演団体募集 ・演目・出演団体決定 ・映像制作 ・練習計画	練習
式典音楽	・使用曲選定 ・音楽隊編成 ・練習計画	音楽隊・使用曲検討 ・基本的な考え方 ・音楽隊編成の構想 ・使用曲の構想 ・作・編曲者等選定	使用曲制作・試奏会 ・使用曲制作 ・演奏形態検討 ・服飾デザイン検討 ・楽器等整備計画	録音会 ・使用曲制作 ・演奏形態検討 ・服飾デザイン検討 ・楽器等整備計画	練習
式典演技	・演技コンセプト ・出演団体 ・練習計画	演技展開検討 ・基本的な考え方 ・演技コンセプト検討 ・出演団体検討	振付等の制作 ・出演団体選定 ・演技構成等検討 ・振付制作 ・服飾デザイン検討	出演団体決定 ・指揮者・出演者決定 ・使用曲決定 ・楽譜制作 ・服飾・楽器整備 ・練習計画	練習
炬火関係	・炬火演出 ・炬火用具 ・炬火台	プログラム構成検討 ・基本的な考え方 ・構成イメージ ・出演者イメージ	プログラム内容検討 ・構成内容検討 ・出演者選定 ・映像プログラム検討	出演団体決定 ・出演団体募集 ・演目・出演団体決定 ・映像制作 ・練習計画	炬火イベント実施 ・炬火台整備

島根がみあり国スポ全スポ2030

総合練習会・総合リハーサル

※実施内容については、今後の計画により変更する場合があります。

參考資料

国民スポーツ大会開催基準要項（式典関係抜粋）

（令和 6 年 1 月 1 日改定 公益財団法人日本スポーツ協会）

20 大会の式典

【本大会】

- （１）大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- （２）式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- （３）式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式	開会宣言 国旗掲揚 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚 天皇杯・皇后杯返還 大会会長あいさつ 文部科学大臣あいさつ 天皇陛下お言葉 炬火点火 選手代表宣誓
-------	--

総合閉会式	成績発表 表彰状授与 天皇杯・皇后杯授与 大会会長あいさつ スポーツ庁長官あいさつ 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納 国旗降納 炬火納火 国スポ旗引継 次期開催県旗掲揚 閉会宣言
-------	---

- （４）総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- （５）競技会終了後の表彰式は細則第 9 項により実施することができる。

21 国スポ旗引継ぎ及び保管

- (1) 国スポ旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、国スポ旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱（関係個所抜粋）

（令和４年４月１日改正 公益財団法人日本パラスポーツ協会）

6. 大会開催の基本方針

- （１）大会は、毎年１回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- （２）大会は、毎年実施される国民スポーツ大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において３日間で開催する。
- （３）大会会期は、国民スポーツ大会本大会の開催決定にあわせて、開催３年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- （４）競技別会期は、開催２年前の年度末までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- （５）大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び JPSA 登録競技団体等が主管する。
- （６）大会における競技施設は、原則として、国民スポーツ大会本大会の会場を使用する。

15. 表彰

- （１）個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に１位から３位までの選手にメダルを授与する。なお、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。
- （２）団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、２位、３位のチームに賞状、１位から３位までの選手にメダルを授与する。

16. 式典

開会式及び閉会式は、できるだけ簡素なものとする。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会は、スポーツを通じて健康で心豊かな人と地域を創るとともに、本県が誇る自然、歴史、文化・芸術等を発信する絶好の機会であります。

天皇杯・皇后杯の獲得を目指し、全ての県民一人一人がそれぞれの力を発揮しながら一体となって取り組むことで、夢や希望、感動を生み、郷土愛や誇り、将来を担う子どもたちのふるさと意識の醸成を図ります。

2 実施目標

(1) 県民一人一人によるおもてなし

全国からの来県者をおもてなしの心でお迎えし、大会を通じて、島根県民の持つあたたかい県民性に触れてもらうことにより、島根ファンを増やし、県の魅力を高める大会とします。

(2) スポーツに親しむ環境づくり

大会の開催が、県民のスポーツに取り組むきっかけとなり、各地域のスポーツに触れられる環境を整備することによって、生涯を通じてスポーツに取り組む機会を増やし、地域のコミュニティの維持や発展、健康増進につなげる大会とします。

(3) スポーツの普及・推進による地域づくり・人づくり

地域や学校、地元企業等とも連携して、選手や指導者、スポーツを支える人材の育成や受け皿づくりに取り組み、大会開催後においても成果が継続する、地域住民に根ざした特色あるスポーツ文化の育成を通じた地域づくりや人づくりを目指す大会とします。

(4) 環境との共生や多様な人との協働によるコンパクトな大会運営

既存施設や隣県施設を活用するほか、リサイクル等による環境負荷の低減や維持費の削減を考慮した施設整備を行うとともに、関係団体、企業、ボランティアなど多くの方々が世代や分野を越えて協力し合い、それぞれの強みを生かした官民協働による効率的でコンパクトな大会とします。

(5) 島根の魅力の情報発信等による産業振興

大会の開催を通じて、島根が誇る自然、歴史、伝統芸能や伝統工芸などの文化・芸術、さらには島根ならではの食やサービスに触れてもらうことにより、開催後の来訪につなげるとともに、スポーツ関連事業における起業や事業拡大など、経済波及効果を高める大会とします。

(6) とともに支え合う社会の推進

障がい者が日常的にスポーツに親しむことができる環境を整え、皆でスポーツを楽しむことで人と人との絆を育み、障がい者への理解を深め、ともに支え合う社会を目指す大会とします。

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会 式典基本方針

第 8 4 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 2 9 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の式典は、「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同規則」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」並びに「第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」及び「同基本構想」を踏まえ、「自分を超えろ、神話をつくれ」のスローガンのもと、「島根かみあり国スポ・全スポ」にふさわしい式典とする。

1 基本理念

- （1）より多くの県民が参加し、スポーツを「する、みる、ささえる」、さらには「しる、つながる、はぐくむ」の観点から、共感し体感できる式典とする。
- （2）悠久の歴史や豊かな自然、多彩な文化・芸術など、島根の魅力を全国に発信し、来県者をおもてなしの心で迎えるとともに、参加者の記憶に残る式典とする。
- （3）アスリートファーストの視点に立ち、簡素化や効率化を図りながらも、参加者や環境への配慮などに創意工夫を重ねた、島根らしいコンパクトな式典とする。

2 式典の構成

式典は、国スポ及び全スポ（以下「大会」という。）の開・閉会式、各競技会の表彰式（以下「表彰式」という。）、炬火イベントで構成する。

- （1）大会の開・閉会式
国スポの総合開・閉会式は、「国民スポーツ大会開催基準要項第 2 0 項」に規定する式典、役員・選手団入退場等で構成する。全スポの開・閉会式は、国スポに準じた構成とする。
- （2）表彰式
国スポの表彰式は、「国民スポーツ大会開催基準要項細則第 9 項」の規定により構成する。全スポの表彰式は、国スポに準じた構成とする。
- （3）炬火イベント
炬火イベントは、開催に向けた機運を高める行事及び大会の開・閉会式で構成する。

3 式典の企画・運営

- （1）大会の開・閉会式
開・閉会式は、県が企画・運営に当たる。
- （2）表彰式
国スポの表彰式は、県が別に定める要項に基づき、会場地市町村が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。
全スポの表彰式は、県が会場地市町村及び競技運営主管団体と協議の上、企画し、会場地市町村及び競技運営主管団体が運営に当たる。
- （3）炬火イベント
炬火イベントは、別に定める要項に基づくものとする。

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針

第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下、「両大会」という。）における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期すものとする。

1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下、「会場等」という。）における事件・事故防止を重点とした適切な警備に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中には、関係機関及び団体等の協力を得て、防犯対策を推進し犯罪の防止に努める。

2 消防防災対策

会場等の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、両大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

3 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時には、関係機関及び団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

4 関係機関及び団体等との連絡調整

県及び会場地市町村は、関係機関及び団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

第 8 4 回国民スポーツ大会記録業務基本計画

第 8 4 回国民スポーツ大会の記録業務は、「第 8 4 回国民スポーツ大会記録業務基本方針」に基づき、県、会場地市町村及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

1 対象競技

第 8 4 回国民スポーツ大会における正式競技及び特別競技とする。

2 記録本部

県及び会場地市町村は、記録業務の円滑な推進を図るため、それぞれ記録本部を設置する。

(1) 競技会場記録本部

会場地市町村及び関係競技団体は、実施競技に関する競技成績等処理及び発表し、県へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、競技記録集約会場を決定する。

(2) 県記録本部

県は、全競技の実施状況、競技記録等を収集及び発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務内容

(1) 競技会場記録本部

ア 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

イ 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

ウ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を競技会場において発表する。

エ 競技記録集約会場

集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等及び競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

(2) 県記録本部

ア 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から収集する。

イ 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

ウ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県は競技記録等及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次の記録処理システムを構築する。

- (1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム
- (2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム
- (3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

(1) 公開競技の記録業務

競技記録等は、中央競技団体が県へ報告する。

(2) デモンストラレーションスポーツの記録業務

競技記録等は、会場地市町村が県へ報告する。

(3) この基本計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第84回国民スポーツ大会・デモンストレーションスポーツ
実施競技及び会場地市町村 第2次選定

	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設	選定
1	フットサル	(一社) 島根県サッカー協会	益田市	益田市民体育館	第1次
2	ビリヤード：ナインボール	島根県ビリヤード協会	安来市	Billiards&Café ARITTO	
3	モルック	島根県モルック協会	津和野町	島根県立津和野高等学校	第2次
4	スポーツ雪合戦	島根県雪合戦連盟	浜田市	浜田市旭公園 市民体育館	
5	スポーツ・レクリエーション 広場	安来レクリエーション 協会	安来市	安来市民体育館または 中海ふれあい公園	
6	キャンプ	島根県キャンプ協会	安来市	山佐ダムキャンプ場	
7	スポーツウエルネス吹矢	みすみスポーツクラブ	浜田市	三隅中央会館	
8	マスボクシング	島根県ボクシング連盟	松江市	シュガーナックル ボクシングジム松江	

デモンストレーションスポーツ実施予定競技 概要

【デモンストレーションスポーツとは】

国スポ実施競技区分の一つで、国民のスポーツ推進と生涯スポーツ社会の実現を目的として、正式競技・公開競技以外の競技種目により実施される。

開催は開催県及び団体の任意で、天皇杯・皇后杯成績からは対象外。原則県内在住者が参加対象であり、開催年の4月～会期内に実施される。

実施競技は、県内に普及または普及する見込みがあり、県スポーツ協会の加盟団体または推薦された競技で、市町村及び競技団体が開催を希望している競技であれば様々な競技が実施可能。

1. モルック



スキットルと呼ばれる木製のピンに向けて、モルックと呼ばれる棒を投げ、倒れたスキットルの内容によって加算していき、先に50点を獲得するスポーツ。

老若男女楽しむことができる。

【会場予定地】	島根県立津和野高等学校（津和野町）
【主管団体】	島根県モルック協会
【実施内容】	チーム戦（上級者、初心者）、体験会
【実施目的】	県民の健康増進へ貢献。地域活性化に寄与しつつ、県民及び地域に普及定着を図るため。

2. スポーツ雪合戦



1チームは7名。選手は雪球を武器に、相手陣地に攻め込む。相手陣地内に立てられたフラッグを抜くか、雪球を相手チーム全員に当てることにより勝敗が決まる。チームで声を掛けあったり、戦略を練って分担を決めたりするなどのチームワークが重要。

【会場予定地】	浜田市旭公園市民体育館（浜田市）
【主管団体】	島根県雪合戦連盟
【実施内容】	一般、レディース、小学生の部門別に実施
【実施目的】	生活の妨げとなりがちな「雪」を逆手にとり、都市間交流の推進や地域活性化をめざし取り組んできた「スポーツ雪合戦」をもっと多くの人に知ってもらうため。

3. スポーツ・レクリエーション広場



安来レクリエーション協会では、「地域社会を明るく、元気にする」ことを目指し、各種事業を展開。デモンストレーションスポーツでは、乳児から高齢者まで誰もが参加しやすいように、既存ルールにアレンジを加えたニュースポーツを中心とした体験広場を実施する。

(写真はスカットボールを行っている様子)

【会場予定地】	安来市民体育館または中海ふれあい公園（安来市）
【主管団体】	安来レクリエーション協会
【実施内容】	ニュースポーツを中心とした体験広場
【実施目的】	国スポ・全スポを契機に、市内のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、健康づくりと地域活性化につなげるため。

4. キャンプ



親子活動でのテント設営、野外炊飯、レクリエーションを実施。

初めて参加する人でも楽しめる雰囲気作りや大人も子供も参加できるプログラム設定と指導を行う。

【会場予定地】	山佐ダムキャンプ場（安来市）
【主管団体】	島根県キャンプ協会
【実施内容】	親子活動でのテント設営、野外炊飯、レクリエーション
【実施目的】	野外体験活動を通じて自然と調和しながら心身の健康を育み、人とのつながりを深めることで、県民が健やかで豊かにくらするようになるため。

5. スポーツウエルネス吹矢



5～10m離れた円形の的をめがけて息を使って矢を放ち、その得点を競う。

性別・年齢問わずだれでも手軽にでき、ゲーム感覚で楽しみながら健康になれるスポーツ。

【会場予定地】	三隅中央会館（浜田市）
【主管団体】	みすみスポーツクラブ
【実施内容】	スポーツウエルネス吹矢交流大会
【実施目的】	スポーツウエルネス吹矢は、誰もが気軽に楽しむことができ、健康効果もあるため、広く県内に普及したい。

6. マスボクシング



相手に当たらない距離で打撃を行い、相手の動きに対応する有効な打撃、ディフェンステクニックを競う競技。打撃を当てないため、ケガのリスクが少ない。また、年齢問わず安全に参加可能。

【会場予定地】	シュガーナックルボクシングジム松江（松江市）
【主管団体】	島根県ボクシング連盟
【実施内容】	マスボクシング
【実施目的】	リングに実際に上がり、ボクシングの楽しさ、技術の奥深さを体感してもらいたいため。

第84回国民スポーツ大会 競技施設基準



第84回国民スポーツ大会・
第29回全国障害者スポーツ大会
島 根 県 準 備 委 員 会

第84回国民スポーツ大会競技施設基準について

第84回国民スポーツ大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準、各競技の競技規則及び先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上、管理上必要な施設・面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県・開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民スポーツ大会開催基準要項・競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民スポーツ大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本スポーツ協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競 技 施 設 基 準 の 見 方 》

○「基準」及び「摘要」欄

国民スポーツ大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

〔 〕内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

○「配慮すべき事項」欄

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催、先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

目 次

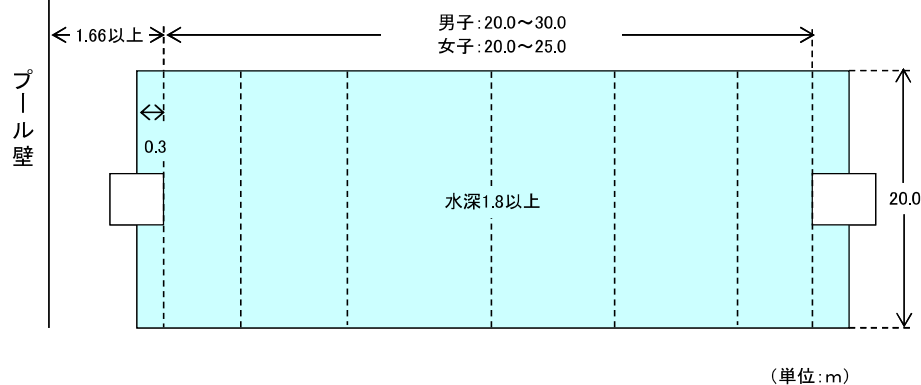
(競技番号)	(競 技 名)	(ページ)
1	陸 上 競 技	1
2	水 泳	2
3	サ ッ カ	4
4	テ ニ ス	5
5	ロ ー イ ン グ	6
6	ホ ッ ケ	7
7	ボ ク シ ン グ	8
8	バ レ ー ボ ー ル	9
9	体 操	11
10	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル	12
11	レ ス リ ン グ	13
12	セ ー リ ン グ	14
13	ウエイトリフティング	15
14	ハ ン ド ボ ー ル	16
15	自 転 車	17
16	ソ フ ト テ ニ ス	18
17	卓 球	19
18	軟 式 野 球	20
19	相 撲	21
20	フ ェ ン シ ン グ	22
21	柔 道	23
22	ソ フ ト ボ ー ル	24
23	バ ド ミ ン ト	25
24	弓 道	26
25	ラ イ フ ル 射 撃	27
26	剣 道	29
27	ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル	30
28	ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ン グ	31
29	カ ヌ ー	33
30	ア ー チ ョ ー	35
31	空 手 道	36
32	銃 剣 道	37
33	ク レ ー 射 撃	38
34	な ぎ な た	40
35	ボ ウ リ ン グ	41
36	ゴ ル フ	42
37	ト ラ イ ア ス ロ ン	43
38	高等学校野球（硬式、軟式）	44

競技名	陸上競技	競技番号	1
基準	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	摘要	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1
基準の主な内容			
【第1種公認陸上競技場】 ◆新設の場合(陸上競技場専用と多目的の共通) ・1周の距離 400m ・競走路 8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。 走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは、18mm以上とする。 ・距離の公差 +1/10,000以内 ・障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。また、その動線を確保する。 ・用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・監視カメラ 12箇所必要とする。 ・観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人以上で屋根付きとする。 ・雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 ◆既設の場合 ・1周の距離 400m ・競走路 8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。 ・距離の公差 +1/10,000以内 ・障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。 ・用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・監視カメラ 12箇所必要とする。 ・観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人以上で屋根付きとする。1994年以前からの第1種競技場のメインスタンドの収容数は、スタンド改修時に対応することに努めるものとする。 ・雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 〔(公財)日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」及び「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	水 泳 (その1)		競技番号	2
基準	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、アーティスティックスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1 オープンウォータースイミング競技においては、規定のコース(5km)	摘要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。	
基準の主な内容				
1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】 ・ 長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合) ・ 幅 15.4m以上 ・ 水深 1.35m以上 ・ 水温 25℃以上28℃以下 ・ レーン数・レーン幅 6レーン以上、レーン幅は1レーン2.50m ・ レーン両端の余裕 0.20m以上で休息だなの幅以上 ・ 自動審判計時装置 設置することが望ましい。 ・ 練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、併設できないときは25mプールでも可とする。ただし、競技者が容易に使用できる練習施設が近隣にある場合は、これにかえることができる。				
2 飛込用プール【国内基準飛込プール】 ・ 飛 板 1m及び3m 各2基 ・ 飛 込 台 5m、7.5m、10m 各1基 ・ 水 深 10m飛込台の基線上の水深5.00m ・ 水 温 28℃以上 ・ プールの方向 屋外プールにあつては飛板及び飛込台は北向きに設置することが望ましい。 ・ 波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。 ・ 練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基 飛込練習台: 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基を設けること。				
3 アーティスティックスイミング用プール【国内基準アーティスティックスイミング競技プール】 (フィギュア競技エリア) ・ ルーティンエリアと同じエリアおよび水深を使用することができる。 (ルーティン競技エリア) ・ 競技区域及び水深 15.0m×20.0m以上の水域があり、そのうちの12.0m×12.0m分は水深3.0m以上なければならない。残りの水域の水深は2.5mとする。なお、水深2.0 m以上の場合、壁際での水深が2.0m で壁から最大1.2mのところ で最深の水深になるように傾斜していればよい。 ・ 水 温 水温は27℃以上でなければならない。 ・ プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。				
4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】 ・ 競技エリア 男子: 長辺30.6m(ゴールライン間20.0m～30.0m) 短辺: 20.0m 女子: 長辺25.6m(ゴールライン間20.0m～25.0m) 短辺: 20.0m ・ 水 深 1.80m以上とする ・ 水 温 25℃以上27℃以下 ・ バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。 ・ ゴールライン 各ゴールラインと後方のプール壁との距離は、1.66m以上とする。 ・ 設置要領 【別図1】に示す。				
※ 旧規則のもとで公認されたプール 旧規則のもとで公認を受けたプールについては、この規則に基づく公認を受けたものとみなし、再公認を与える。				
〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」から抜粋〕				

基 準 の 主 な 内 容

○【図 1】水球用プール



〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」から抜粋〕

5 オープンウォータースイミング

- ・開催地は安全性を考慮し、流れがゆるやかで、海水、淡水もしくは汽水の水域とする。
- ・コース上すべての地点は水深が1.4m以上でなければならない。
- ・コースの折返しは、ターンブイ等ですべて明確に表示されなければならない。ターンブイはガイドブイ（補助ブイ）と別の色にしなければならない。
- ・ターン・ジャッジ艇等は、競技者の折返しの視野を妨害しないように、すべての折返し点に配置される。
- ・フィーディング・プラットフォーム、ターンブイ、ターン・ジャッジ艇等は固定され、潮の干満、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。
- ・フィニッシュへの最終アプローチは目立つ色のマークやガイドロープで表示され、コースとの境界線を作らなければならない。
- ・フィニッシュは垂直面ではっきりと明示し、表示する。

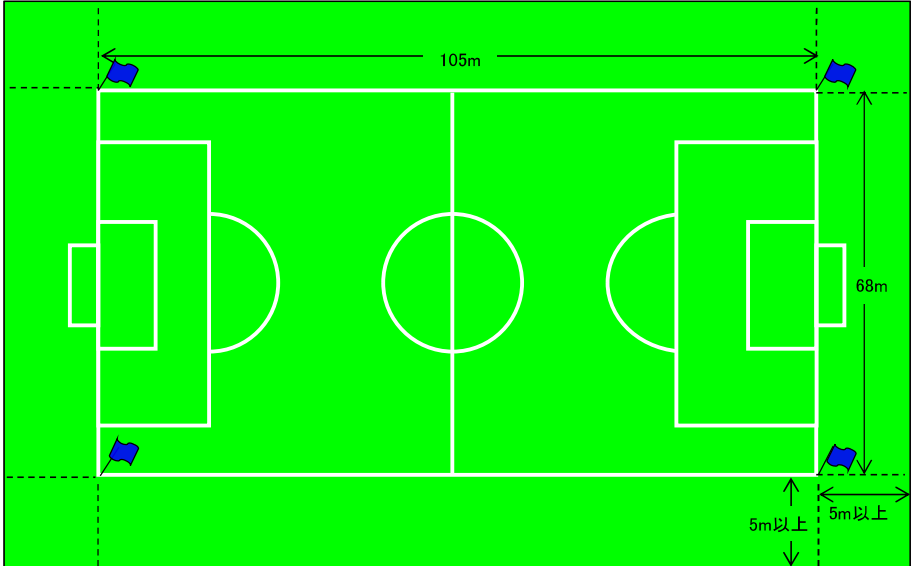
〔(公財)日本水泳連盟「オープンウォーター競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○ビデオ判定装置の設置が望ましい(オープンウォータースイミングを除く)。

(先催県の事例)

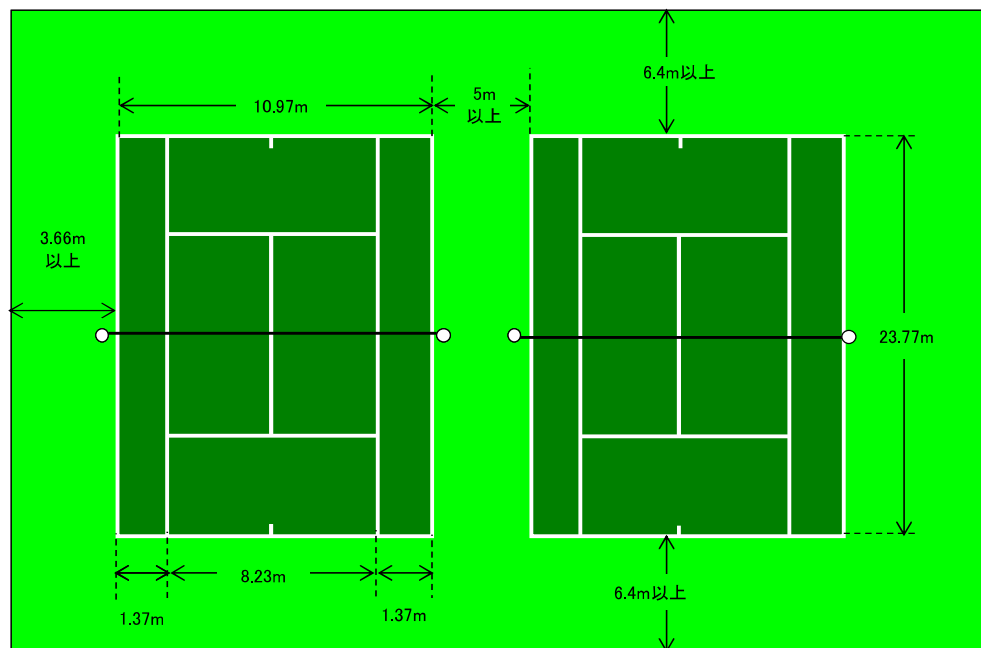
競技名	サ ッ カ ー	競技番号	3
基準	規定の競技場 芝生7面以上	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認 人工芝ピッチの使用を可能とする。

基 準 の 主 な 内 容	
規定の競技場は次のとおり。  ○競技のフィールドの大きさは、「105m(タッチライン)×68m(ゴールライン)」とすること。 ○芝生面の余白(スペース)はタッチライン、ゴールラインそれぞれから5m以上確保すること。 〔(公財)日本サッカー協会 国体実施委員会「国民体育大会サッカー競技 施設ガイドライン」から抜粋〕 (備考) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする。((公財)日本サッカー協会理事会決定 昭和60年11月21日)	
(配慮すべき事項)	
(先催県の事例)	

競技名	テニ ス	競技番号	4
基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。

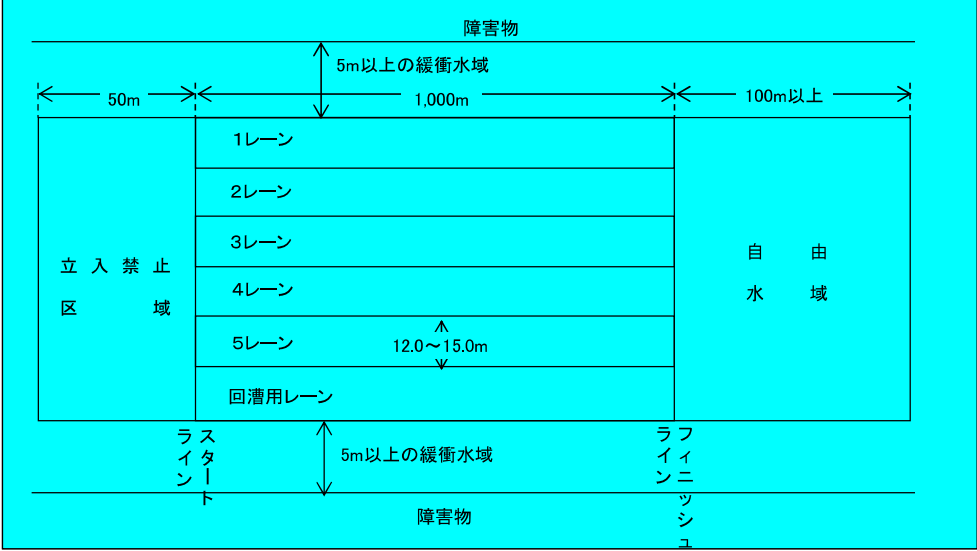


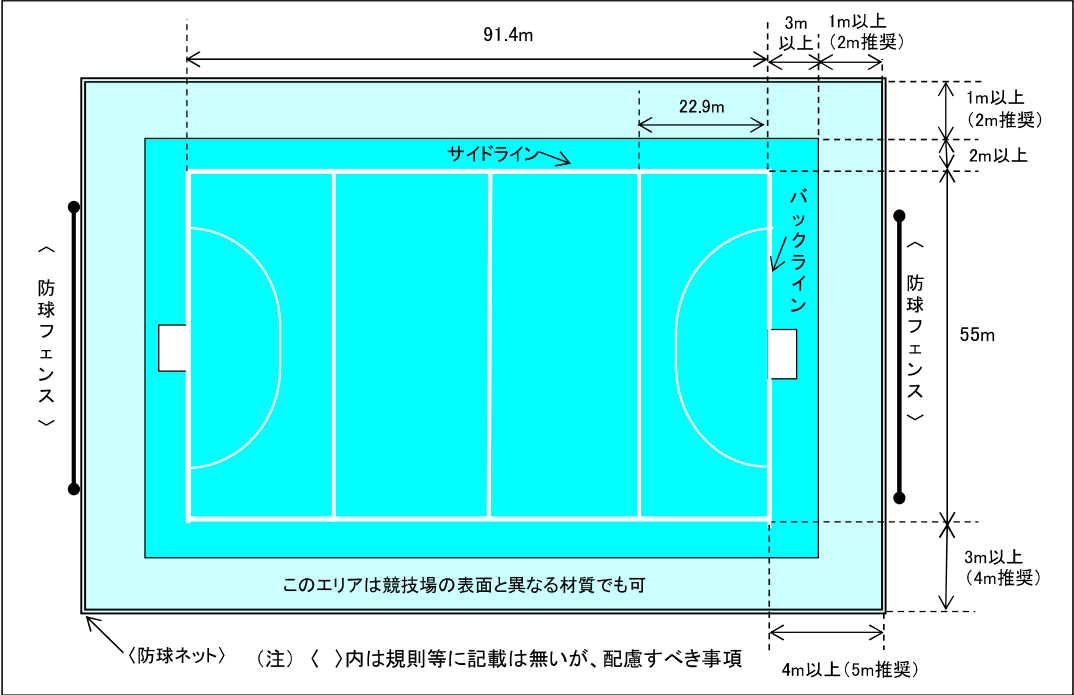
- 配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。
 なお、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
 （テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。）
- コートサーフェス：全天候型が望ましい。
 なお、少年種別会場のサーフェスはハードコートを推奨する。
- コート照明：全テニスコートを対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。
 コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国民スポーツ大会テニス競技会の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	ローイング	競技番号	5
基準	1,000mの5コースを有する水路 1、艇庫 1 (仮設でもよい) 回漕用として1コース程度を付設する水路	摘要	
基準の主な内容			
コースは次のとおり。  ○国民スポーツ大会ローイング競技は、B級以上のコースで行う。 ○競漕レーンは、直線でなければならない。 ○フィニッシュラインの後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。 ○コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準12.5m、最小限12.0m、最大限15.0mとする。 ○競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の間隔(緩衝水域)を設けなければならない。 ○レーンの水深は、各レーンの深さが均等でない場合は3m以上、各レーンの深さが均等な場合は2m以上とする。 ○コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ流速20cm/秒(B級)を越えないことを原則とする。 〔(公社)日本ローイング協会「競漕規則」及び(公社)日本ローイング協会「コース規格規定」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ホ ッ ケ ー	競技番号	6
基準	規定の競技場2面	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
規定の競技場は次のとおり。			
 91.4m 3m 1m以上 (2m推奨) 22.9m 1m以上 (2m推奨) 2m以上 55m 3m以上 (4m推奨) 4m以上 (5m推奨) サイドライン バックライン このエリアは競技場の表面と異なる材質でも可 〈防球ネット〉 (注) 〈 〉内は規則等に記載は無いが、配慮すべき事項 〈 防球フェンス 〉			
○プレイフィールドは、幅55mのバックラインと長さ91.4mのサイドラインで仕切られた長方形である。 ○走り抜けるためのエリア(ラインから外のエリア)は、競技場の表面(人工芝等)と同質のものでなければならない。 ○ランオフエリア内側はプレイフィールドの表面と同質素材で、その範囲はバックライン側が最小3m、サイドライン側が最小2mとする。それ以外の材質でもよいが、その外側(ランオフエリア外側)に試合運営のために最小1mのエリアを確保すること。これはあくまで必要最低限であって、バックライン側は内側3m＋外側2m、サイドライン側は内側2m＋外側2mを強く推奨する。 〔(公社)日本ホッケー協会「ホッケー競技場施設基準」から抜粋〕 ○競技場2面は、人工芝(うち1面は日本ホッケー協会公認)とする。 〔(公社)日本ホッケー協会「国民スポーツ大会ホッケー競技場施設基準(第4条)」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

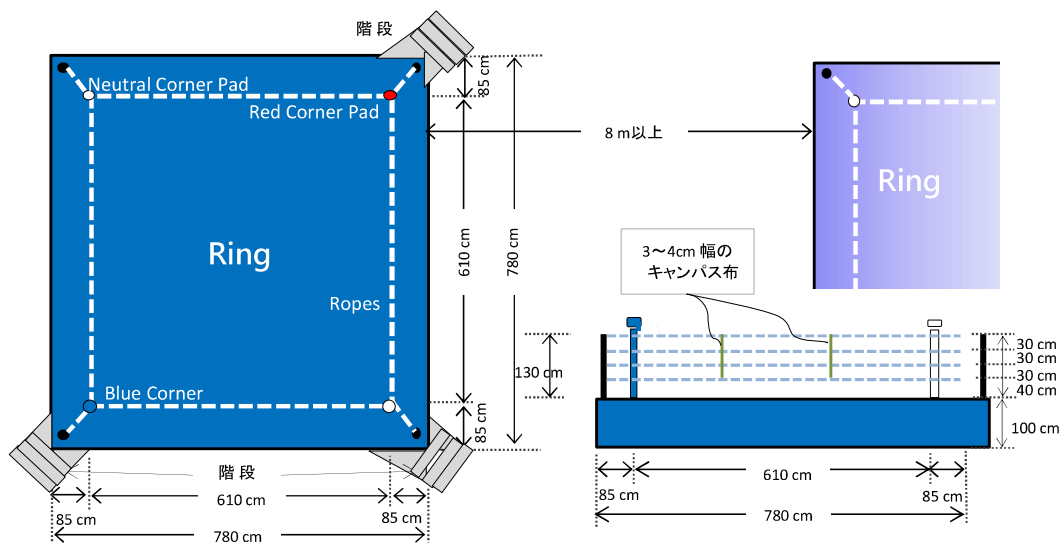
競技名	ボクシング	競技番号	7
-----	-------	------	---

基準	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローブング室、 選手練習場などの付帯施設	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

規定のリングは次のとおり。

- (1) 日本連盟公認リングを使用しなければならない。
- (2) リング・キャンバス等のサイズ…図参照 ※キャンバス地は青色とする。



(3) リングフロアー

- ① リングフロアーは、柔らかく質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材をもちいること。厚みは1.5cm以上2.0cm以下とする。
- ② キャンバスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。

(4) リングロープ

- ① リングロープは安全な素材で覆われていること。
- ② リングにはコーナーポストそれぞれに4本のロープが取り付けられていること。厚さはカバーを除いて、太さはそれぞれ4cmとする。
- ③ 4本のロープの位置は、キャンバスから、40cm、70cm、100cm、130cmである。
- ④ 辺の4本のロープは3cmから4cm幅のキャンバス布2本で等間隔につなぐ。
- ⑤ 上の2本のロープはピンと張っていないなければならない。下の2本のロープは張りがきつすぎではない。

(5) 階段

リングには3つの階段を備え付けること。その内の2つは競技者とセカンドが使用する赤・青コーナーに取り付け、残りの1つはDTD側ニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとリングドクターが使用する。

※ DTD : デビューティーテクニカルデリゲート

〔「(公社)日本ボクシング連盟 競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,200～1,500ルクスが望ましい(照明は仮設で可)。

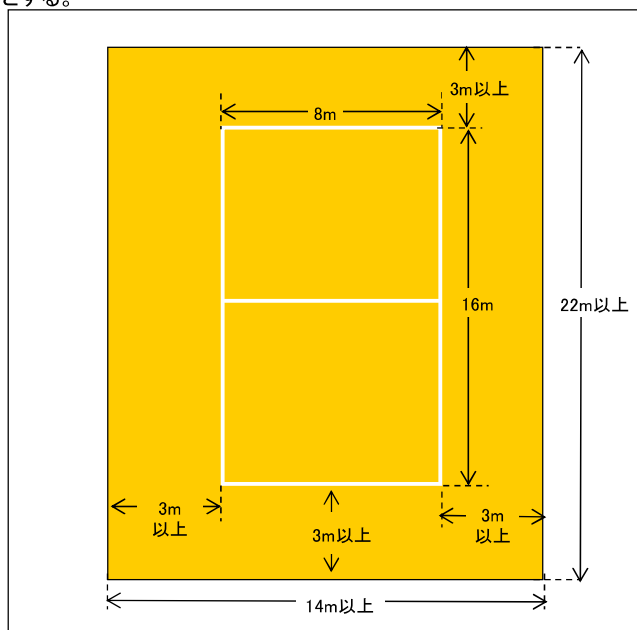
(先催県の事例)

床面積:縦40m以上×横35m以上 ⇒ 縦36m×横30m

競技名	バレーボール(その2)	競技番号	8
-----	-------------	------	---

基準の主な内容

＜ビーチバレーボール競技＞
コートは次のとおりとする。



- コートは16×8mの長方形で、エンドラインおよびサイドラインから少なくとも3mの幅のフリーゾーンにより囲まれている。
- 地面は、できる限り水平で均一であり、小石、貝殻、その他選手が切り傷や負傷する危険性のあるものが混じっていない、ならされた砂でなければならない。
- 競技エリアの表面は、選手に負傷の危険が及ばないものでなければならない。
- フリープレー空間は、障害物が何もない競技エリアの上方の空間で、競技エリアの表面から、少なくとも7mの高さがなければならない。
- ネットの支柱は、サイドラインの外側1mの位置に設置する。

〔(公財)日本バレーボール協会「競技要項」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

＜6人制競技＞

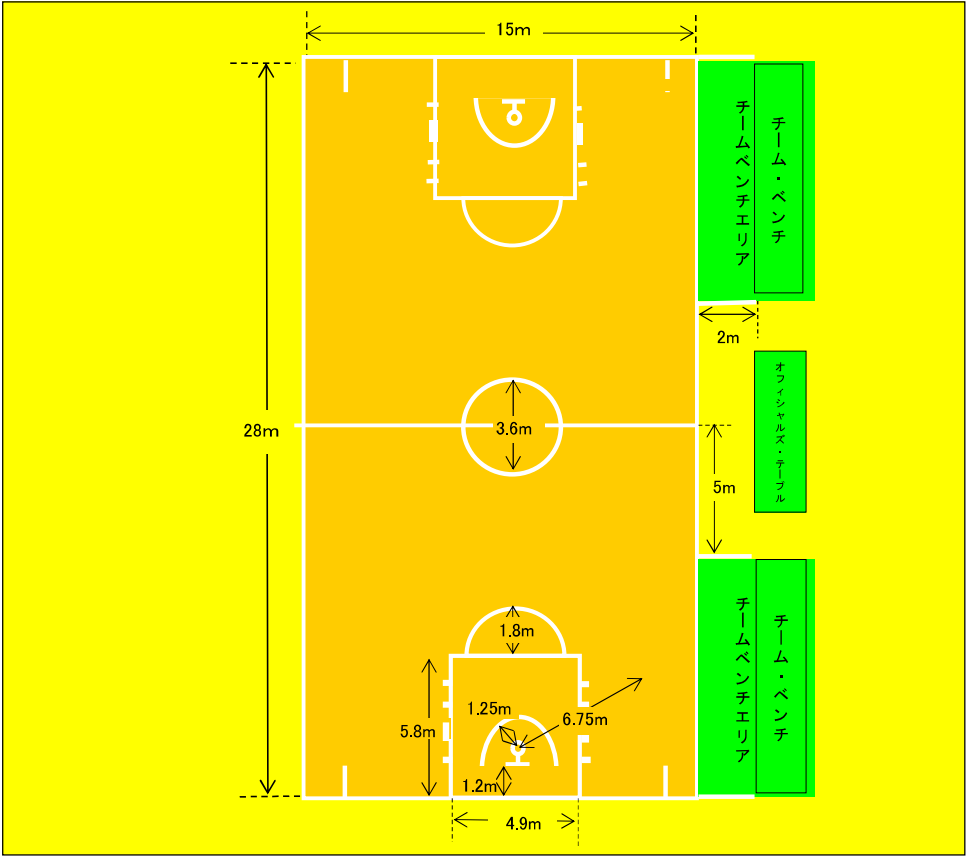
- 競技運営上、同一競技会場内に2面以上とれる。
- 競技運営上、成年男子・成年女子・少年男子・少年女子を単位として、最大4会場地とする。

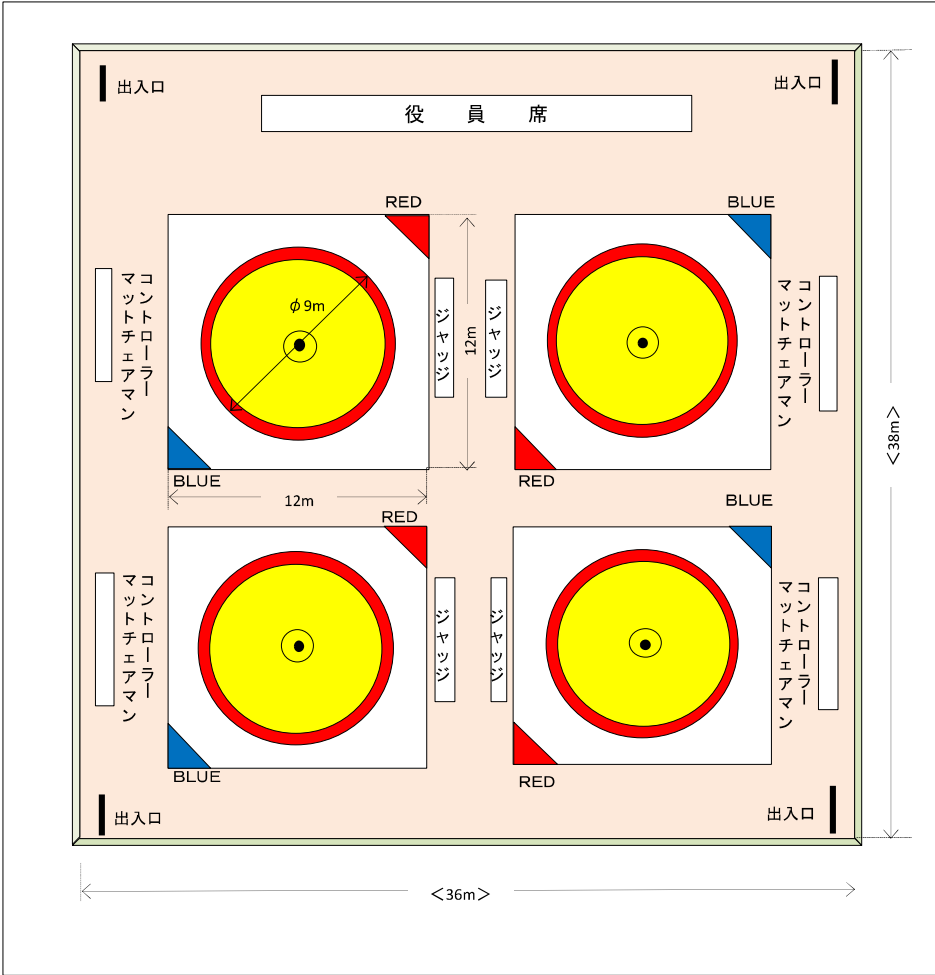
(先催県の事例)

＜6人制競技＞

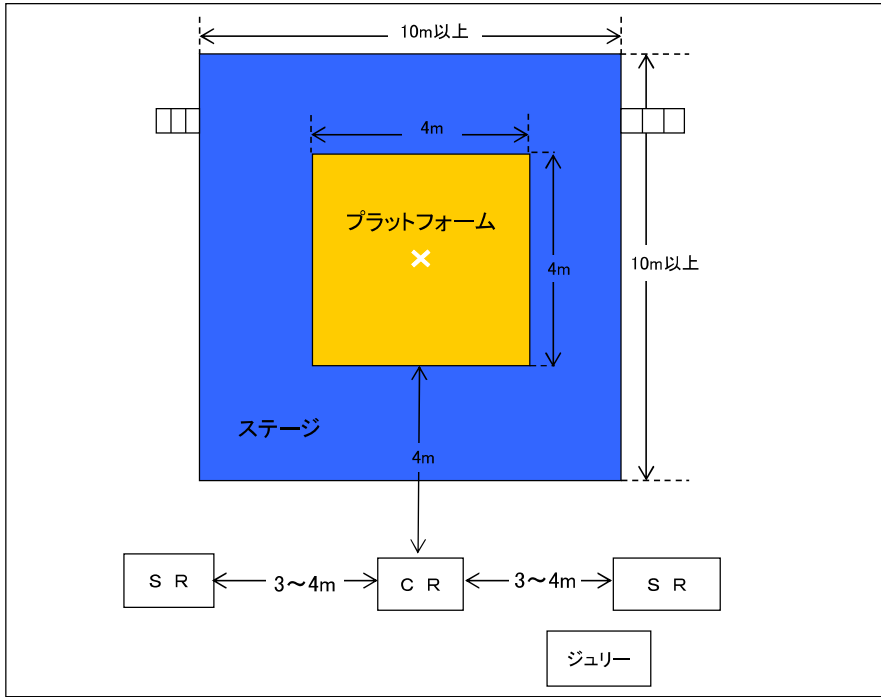
- エンドラインから6.5m以上、サイドラインから5m以上⇒不足エリアに安全対策として防御ラバー設置

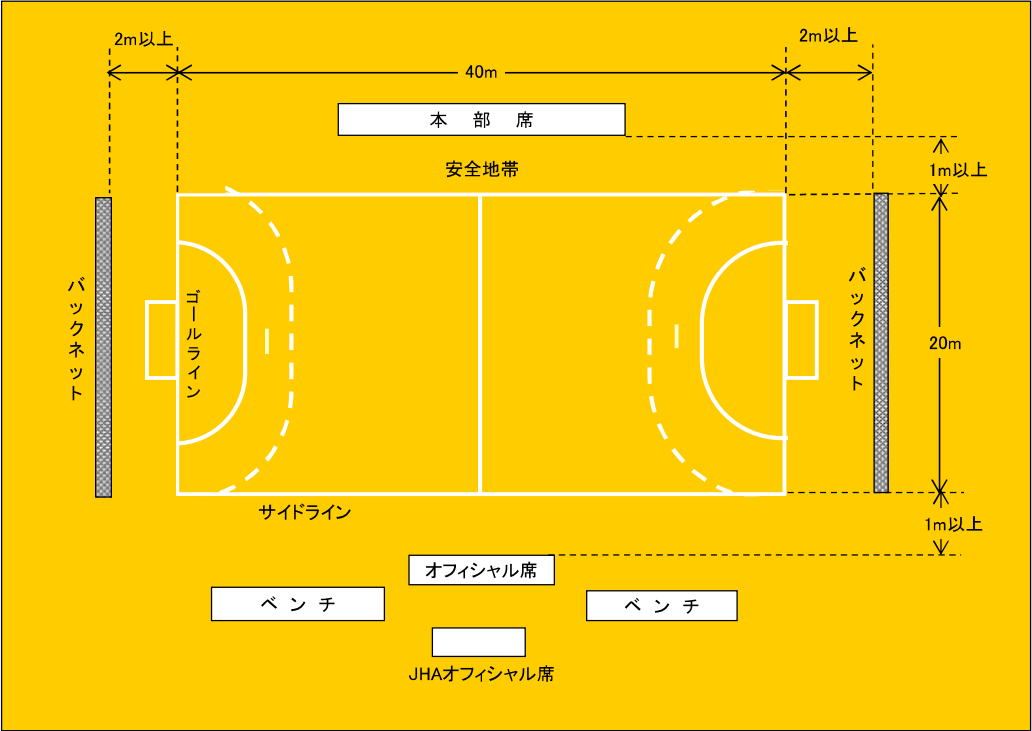
競技名	体 操	競技番号	9
基準	体操競技および新体操においては、規定の各器具を設置することができる体育館 1 トランポリンにおいては、規定のトランポリン器具や安全マットなどが設置できる体育館 1	摘要	<体操競技および新体操> 2会場地に分かれてもよい。 <トランポリン> 天井高は10m以上が望ましい。 トランポリン器具周辺の安全マットの厚さの基準は20cmとする。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。 【体操競技】 ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること 【新体操】 ○ 競技場の広さ 2000㎡以上 ○ 競技場の高さ 12m以上 ○ 演技面 内側13m×13m その周りには最低1mの安全地帯を設ける なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。 ○ 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること ※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。 〔(公財)日本体操協会「国民スポーツ大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
○照度は、1,000ルクス以上が望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	バスケットボール	競技番号	10
基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
基準の主な内容			
規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕  ○コートは、チーム・ベンチに座っている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。 〔（公財）日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕 （配慮すべき事項） ○オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。 ○隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。 ○照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。 ○競技会場は、運営上、隣接する最大4会場地とし、成年男子、成年女子・少年女子、少年男子を単位とする。 （先催県の事例） 規定の屋内コート10面⇒規定の屋内コート7面			

競技名	レスリング	競技番号	11
基準	規定のマット4面を設置することができる 体育館 1	摘要	
基準の主な内容			
規定の競技場は次のとおり。  ○マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。 ○マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。 ○競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。 〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○マットの余地は4mが望ましい。 ○観客の視野を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットフォーム」上にマットを設営することが望ましい。 (先催の事例)			

競技名	セーリング	競技番号	12
基準	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	摘要	
基準の主な内容			
コースの図示の例 〔(公財)日本セーリング連盟「2021-2024セーリング競技規則」抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○競技水域は、ヨットハーバーの近くにあることが望ましい。 ○ヨットハーバーから競技水域まで十分の水深があることが望ましい。 ○ヨットハーバーから競技水域まで杭・漁網などの障害物がないことが望ましい。 ○ウィンドサーフィン用はヨットハーバー内に人工芝を張るか、砂浜が隣接していることが望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	ウェイトリフティング	競技番号	13
基準	・競技会場は下記のいずれかとする。 ①規定のプラットホーム1面を設置することができる施設 1 ②規定のプラットホーム2面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットホーム1面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットホーム) ・練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットホーム)	摘要	③の場合は両施設が近接していることが望ましい。 競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。
基準の主な内容			
規定のプラットフォーム等は次のとおり。  ○プラットフォームは水平な4m四方とする。プラットフォームと周辺の床が類似した色である場合は、区別するために最低10cm幅の異なる色で縁取りしなければならない。 ○プラットフォームは木・プラスチック又はその他の固い素材で作られていること。そして、それらは滑らないものでカバーされていてかまわない。 ○(プラットフォームの)厚さは10cmを超えてはならない。 ○ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面からプラットフォーム表面までの高さは最大80cmとする。プラットフォームには標準的な段差をもつ階段を備え付けておかなければならない。 ○競技場のもっとも近いところにウォーミングアップ場を用意しなければならない。ウォーミングアップ場は参加競技者数に応じて適切な数のプラットフォームなどが備えられていないといけない。 〔(一社)日本ウェイトリフティング協会「競技・競技会規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
○会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	ハンドボール	競技番号	14
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
基準の主な内容			
規定の競技場は次のとおり。  ○コートの周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。 〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○屋内競技場の照度は、800ルクス以上が望ましい。 ○サイドラインに沿って2m、アウターゴールラインに沿って3～5mの安全地帯を設けることが望ましい。 ○競技場を2面並列する場合は、コート間の距離は7m以上離すことが望ましい。			
(先催県の事例) 規定の屋内競技場6面⇒既定の屋内競技場5面			

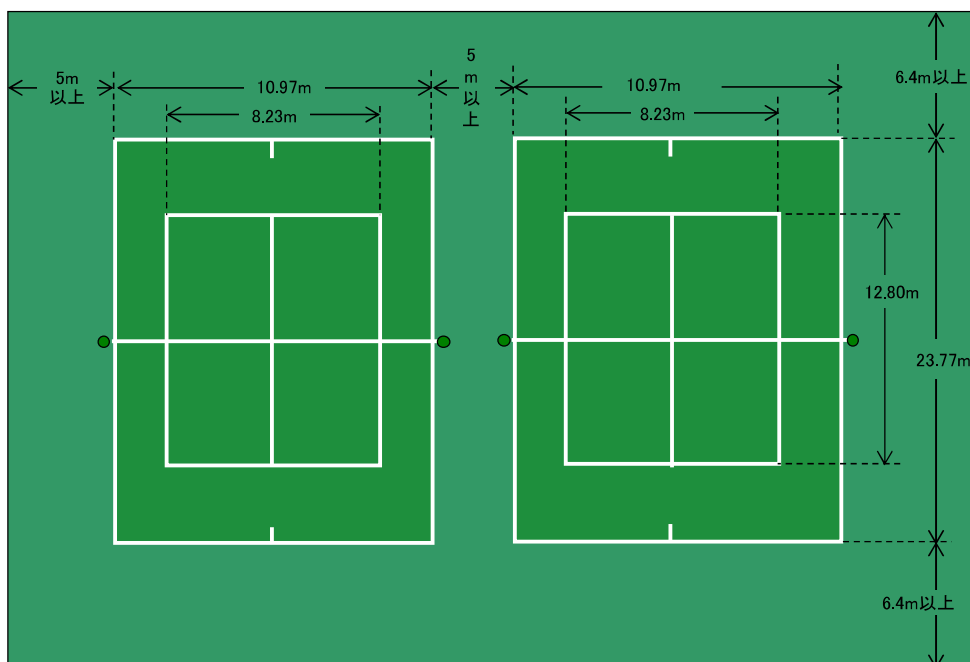
競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース(1周の周長が少なくとも10km以上であり、10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
1 規定の競技場は次のとおり。 ①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。 ②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。 ③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。 ④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。 ⑤直線部 通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。 ⑥胸壁又は金網柵 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。 ⑦競走路の標示線 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルー・バンドと称する。ブルー・バンドはトラックの走行面には含まれない。 ⑧補助走路 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。 ⑨インフィールド 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。 〔要項16〕 〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表2-5: 自転車競技場および施設に関する基準要項」から抜粋〕 2 規定のロードレースコースは、次のとおり。 ○国民スポーツ大会のロード・コースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。 ○登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道路切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。 ○幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。 ○1日ロード・レースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。 ○随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。 〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表2-5: ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ソフトテニス	競技番号	16
-----	--------	------	----

基準	規定のコート16面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	-----------	----	---------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



○アウトコートはコートの周囲のスペースで、ベースラインから後方に6.4m以上、サイドラインからは外側に5m以上であることを原則とする。

○コートが2面以上並ぶ場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。

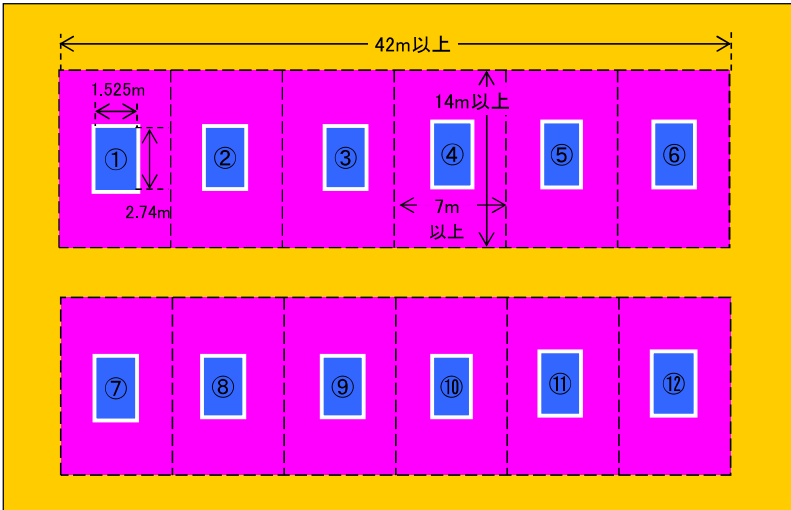
○コート及びアウトコートのサーフェイスは、アウトドアではクレー、人エクレイ、砂入り人工芝又は全天候型等とし、インドアでは、木板、人エクレイ、砂入り人工芝、硬質ラバー又は全天候型等とする。

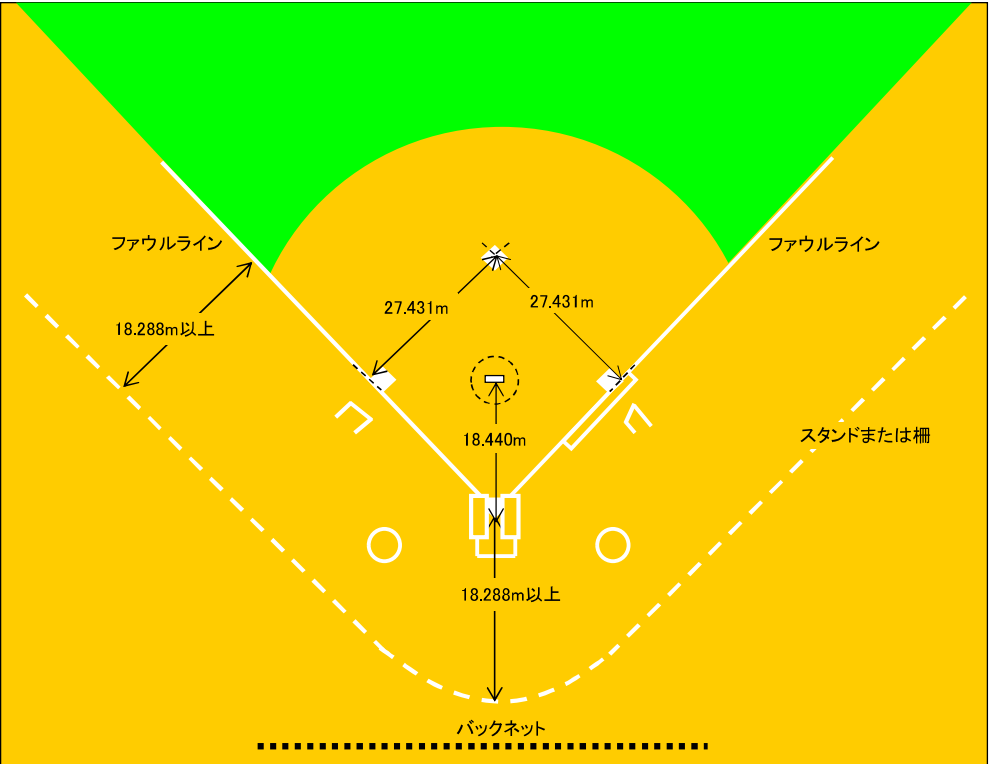
〔(公財)日本ソフトテニス連盟「競技規則」から抜粋〕

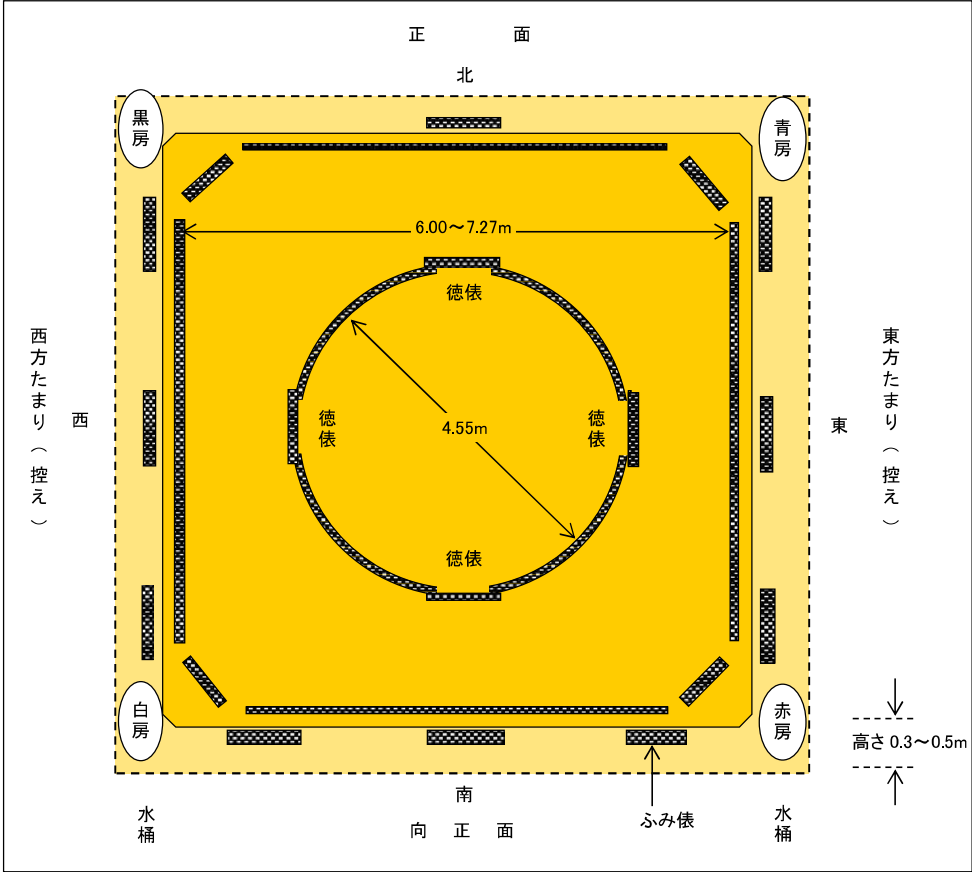
(配慮すべき事項)

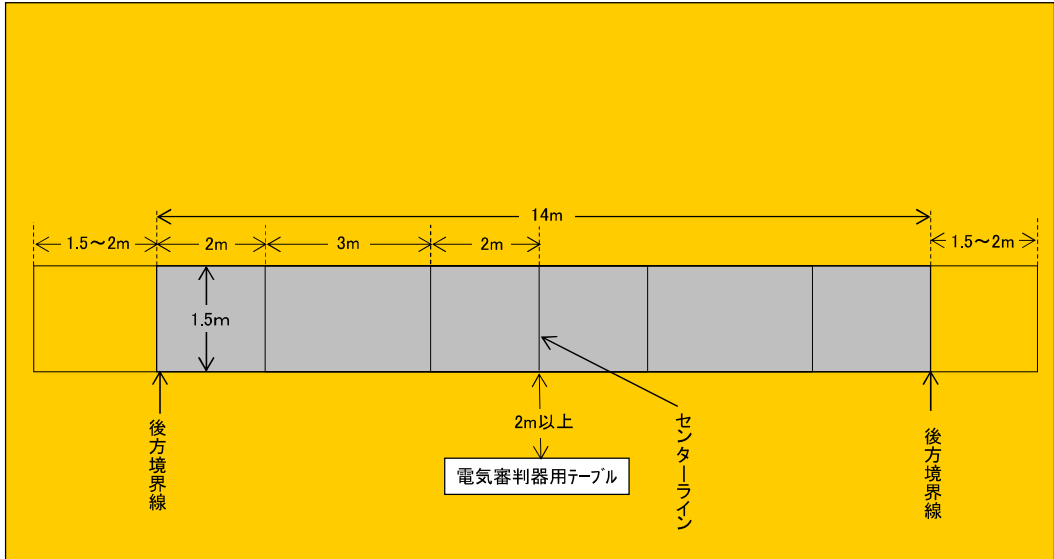
○ナイター照明があることが望ましい。

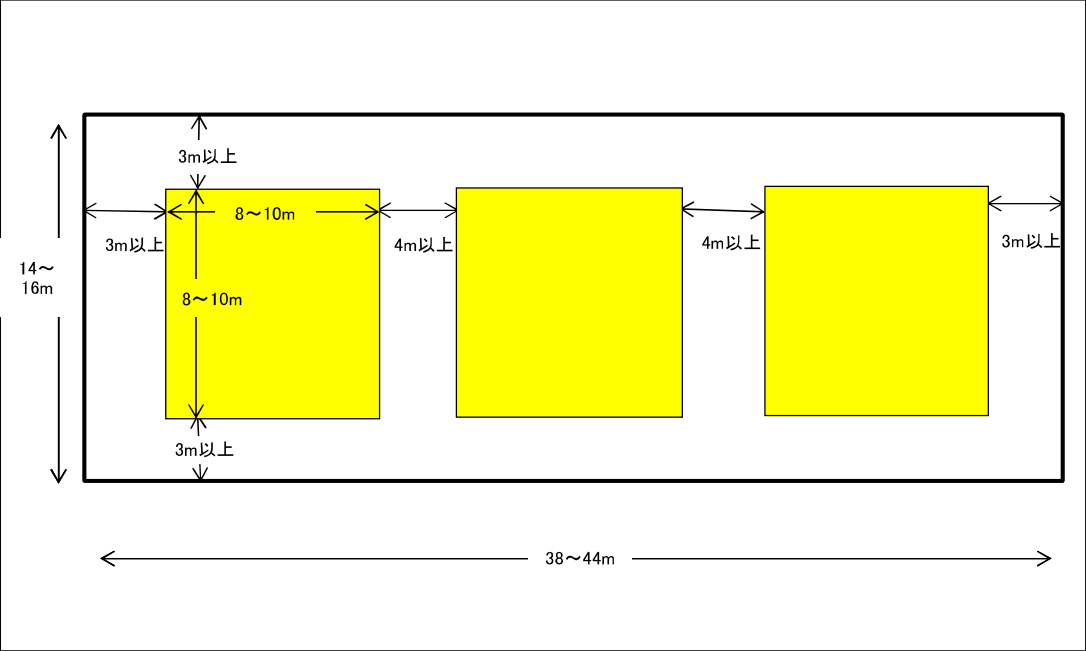
(先催県の事例)

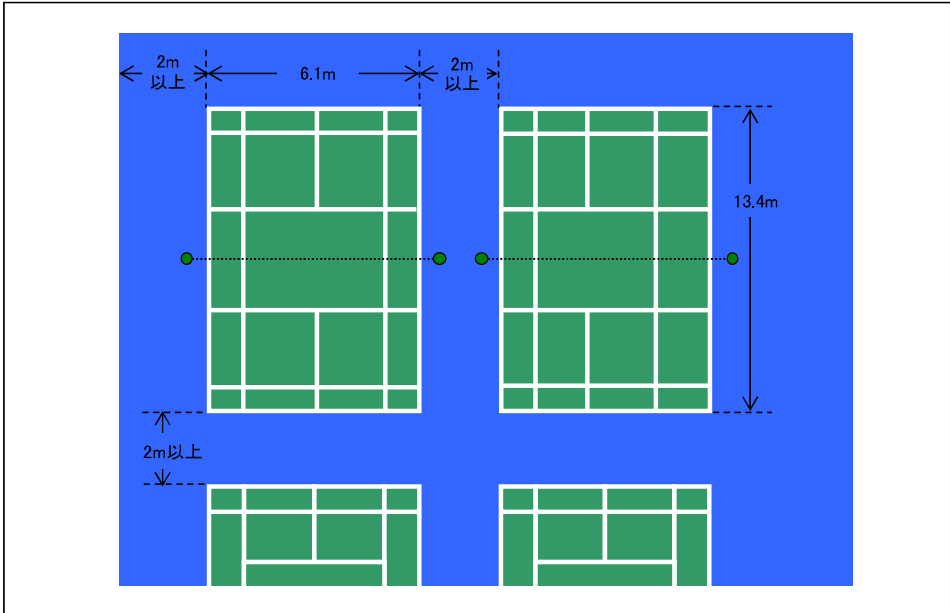
競技名	卓 球	競技番号	17
基準	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に、規定のコート8面を設置する。
基準の主な内容			
規定のコートは、次のとおり。  ○競技領域は、長さ14m、幅7m以上の長方形で、高さ5m以上なければならない。 ○競技領域は、隣接の競技領域と観戦席から、高さ約75cmまたは50cmの均一な濃色の「フェンス」で、区切られていなければならない。 ○プレーイングサーフェスの高さで計った照度は、プレーイングサーフェス全面にわたって 1,000ルクス以上、競技領域のその他の部分における照度は500ルクス以上でなければならない。 ○照明源は床上5m以上になければならない。 ○背景は全般的に濃色で、明るい照明源、または覆われていない窓を通す日光が含まれてはならない。 ○競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならない。 〔(公財)日本卓球協会「日本卓球ルール」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	軟 式 野 球	競技番号	18
基準	規定の野球場5面	摘要	2会場地以上に分かれていてもよい。 2会場地以上に分かれる場合は6面とする。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の野球場は、次のとおり。  ○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはブレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を推奨する。 〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕			
（配慮すべき事項） ○ナイター照明があることが望ましい。 ○安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい。 ○両翼90m以上、中堅110m以上が望ましい。			
（先催県の事例）			

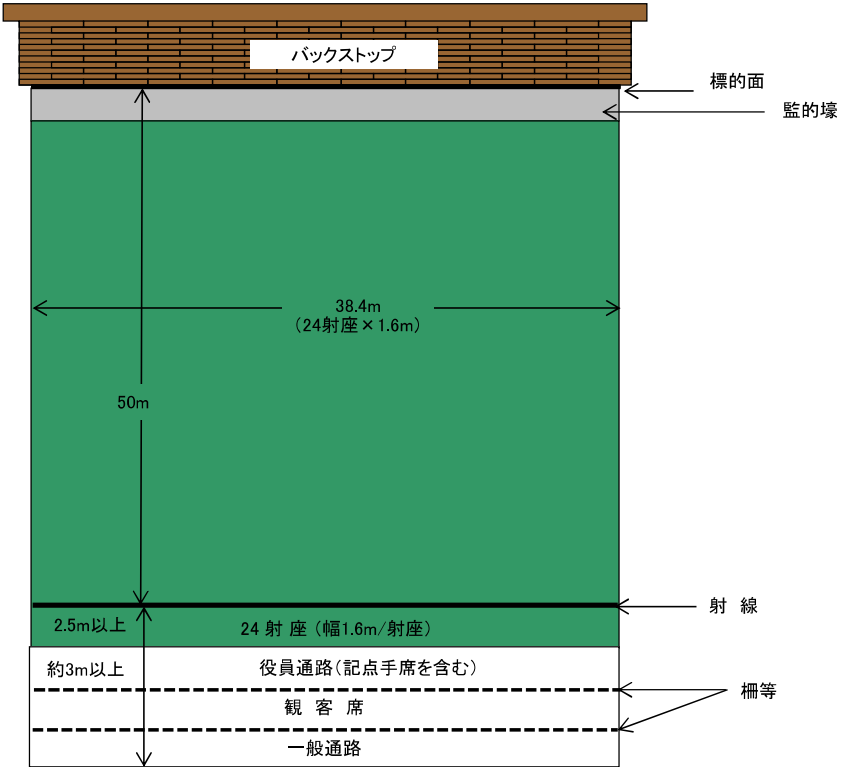
競技名	相 撲	競技番号	19
基準	規定の競技場 1	摘要	
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○土俵は盛土俵とし、土俵の表面は一辺600cm以上727cm以下の正方形とする。 ○土俵の高さは、30cmから50cmとする。 ○勝負俵は、土俵表面の対角線の交点を中心とした直径455cmの円の外側に埋めた小俵とする。勝負俵に使用する小俵の数は24個とする。そのうち4個は徳俵とする。 ○土俵の上には屋根(特設の枠組みのものを含む。)をつるす。 [(公財)日本相撲連盟「土俵規程」から抜粋] (配慮すべき事項) ○競技場は屋内であることが望ましい。 ○土俵構築には、荒木田土を使用することが望ましい。 ○練習土俵は、6面以上で、テントで覆うことが望ましい。 (先催県の事例)			

競技名	フェンシング		競技番号	20
基準	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが望ましい。	
基準の主な内容				
規定のピストは次のとおり。				
				
○ 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。 ○ フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。 ○ 3種目の競技は同じピストで行われる。 ○ ピストの幅は、1.5mである。 ○ 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところに位置した選手には、ピスト後方限界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。				
〔「国際フェンシング連盟 競技規則」から抜粋〕				
(配慮すべき事項)				
(先催県の事例)				

競技名	柔 道	競技番号	21
基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合場は原則として床面に直接畳を設置する。ただし、床面が固く、弾力が無い場合はかさ上げをするなど、選手の安全を考慮して設置する。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保しなければならない。 〔「国際柔道連盟試合審判規定」から抜粋〕 (配慮すべき事項) (先催県の事例)			

競技名	バドミントン	競技番号	23
基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
基準の主な内容			
規定のコートは、次のとおり。  ○大会に使用する会場は、屋内で競技中は風をしゃ断しなければならない。 ○天井の高さは、コート面より12m以上とする。 ○競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。1会場に2面以上のコートを設ける場合でも、隣接するコートとの間隔は2m以上(※)とする。 ※隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。 ○会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1200ルクス以上(※)とする。 ※照明が1200ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。 ○照明は、コートの真上ではしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべてしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。 ○プレーヤー及び観客などに試合の経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。 〔(公財)日本バドミントン協会「競技規則」及び「大会運営規程」から抜粋〕 (配慮すべき事項) ○コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。 (先催県の事例)			

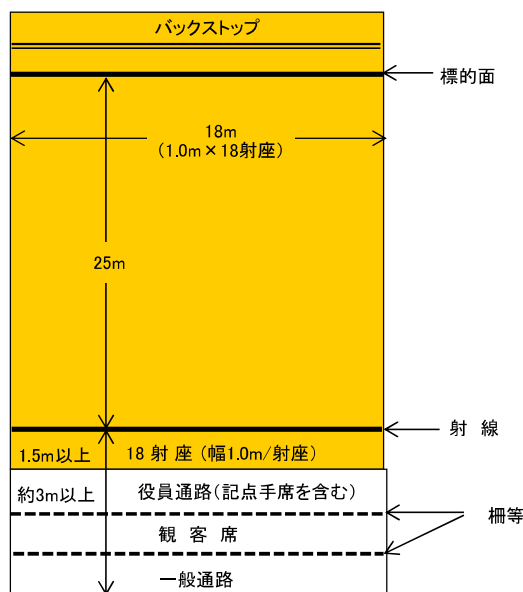
競技名	弓道	競技番号	24
基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
基準の主な内容			
規定の弓道場は、次のとおり。 ○近的弓道場 ○遠的弓道場 ○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。 ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。 〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○矢取道は、屋根があることが望ましい。 ○大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】			
(先催県の事例)			

競技名	ライフル射撃（その1）	競技番号	25
基準	規定のライフル射撃場（エア・ライフル26射座1、スモールボア・ライフル24射座1、ピストル18射座1、光線銃13射座の体育館1）	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 エア・ライフル、スモールボア・ライフルとも電子標的の装置とすることが望ましい。
基準の主な内容			
規定のライフル射撃場は、次のとおり。 （1）エア・ライフル射場（10m）  （2）スモールボア・ライフル射場（50m）  ※ 電子標的の利用を前提とし、(公社)日本ライフル射撃協会との協議により13射座での運用を確認済み。			

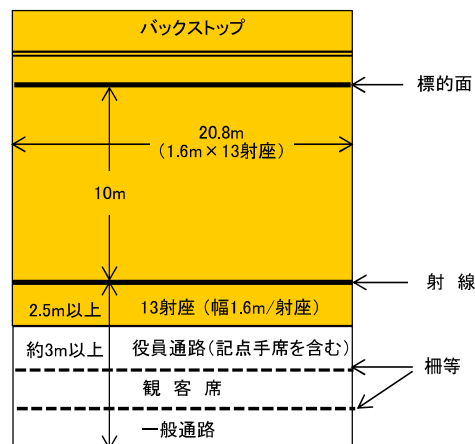
競技名	ライフル射撃（その2）	競技番号	25
-----	-------------	------	----

基準の主な内容

(3) ピistol射場(25m)



(4) ビーム・ライフル射撃場(10m)



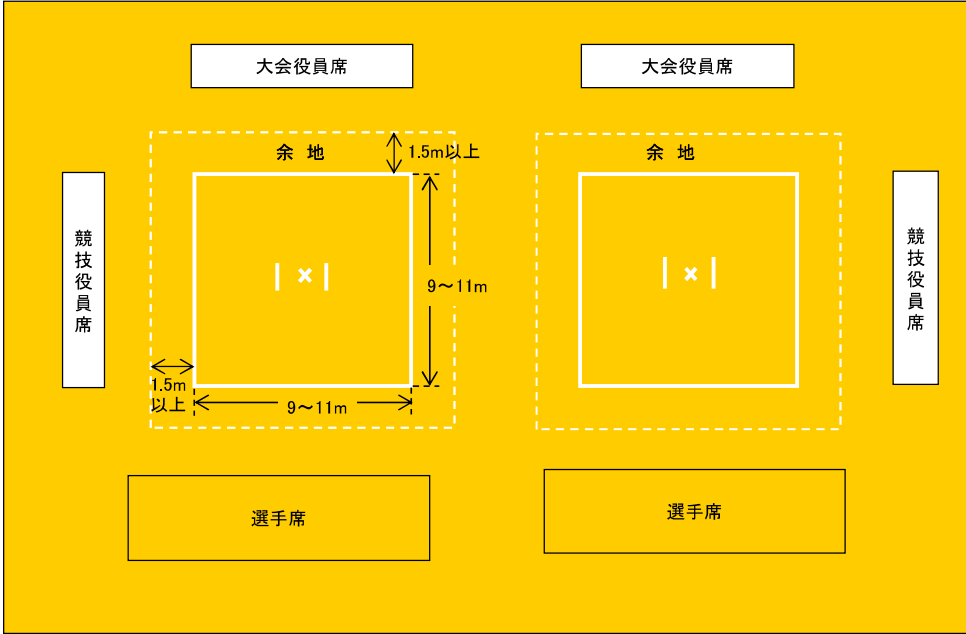
- 10m射場は、屋内でなければならない。
- ビーム・ライフル射撃は、屋内でなければならない。
- 各射場の射座の広さは、以下の基準とする。
 - ・ピistol射場以外・・・1.6m(幅)×2.5m(奥行)以上
 - ・ピistol射場・・・1.0m(幅)×1.5m(奥行)以上
- スモールボア・ライフル射場では、多数の射手が参加できるようにするため、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- エア・ライフル射場で3姿勢競技・伏射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- 各射座の後方は、原則として、以下に準じた設備が完備されているものとする。
 - ・記点手席を含む役員通路・・・約3m以上
 - ・観客席(階段式が望ましい)・・・約4m以上
 - ・一般通路(最上段が望ましい)・・・約3m以上
- 50台以上収容可能な駐車場(又はスペース)を具備しなければならない。
- 観客席は少なくとも射撃線の後方7m以上の位置に設置された適当な柵などによって射手や競技役員が活動する空間とは区別されなければならない。
- 標的面の最低照度は1000ルクスとする(ビームライフル射場は400～1000ルクス)。
- 射場全体の照度は500ルクス(推奨最小値)

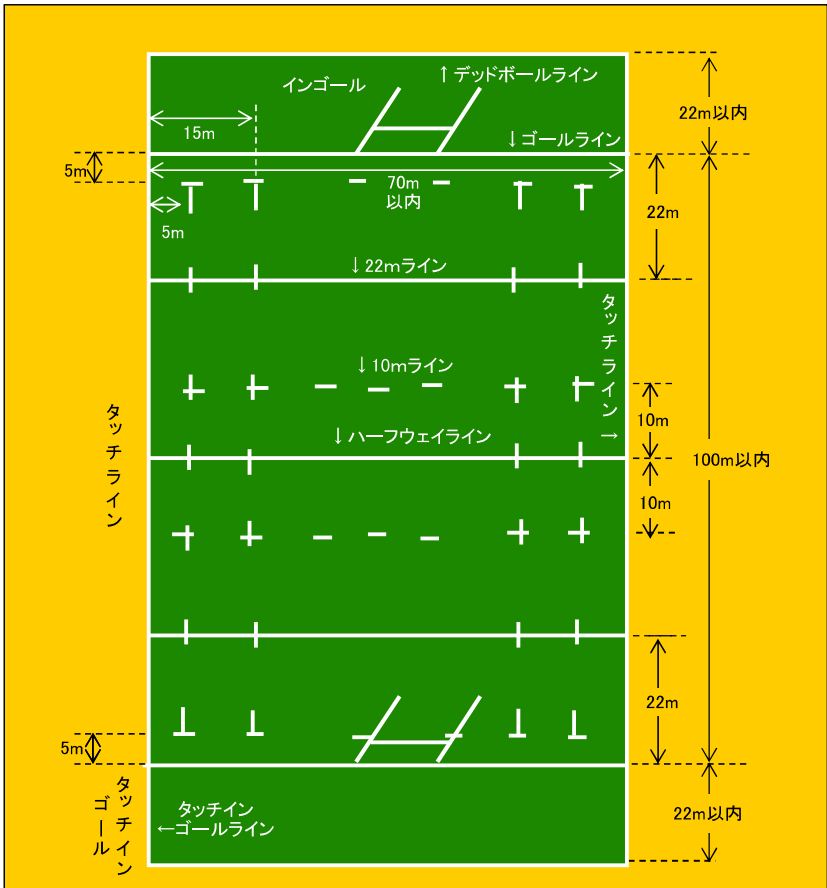
〔(公社)日本ライフル射撃協会「ライフル射撃場の公認に関する規程」及び「ゼネラルテクニカルルール」から抜粋〕

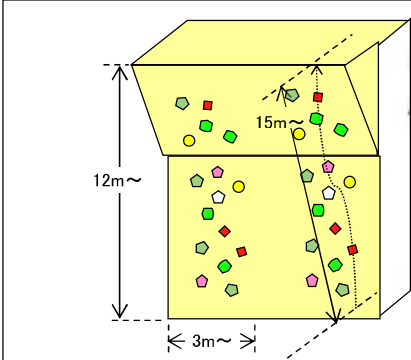
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m ※電子標的機を設置
ピistol 18射座⇒17射座～14射座

競技名	剣道	競技番号	26
基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館 ¹	摘要	
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○試合場の床は、板張を原則とする。 ○試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形または長方形とする。 ○試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。 〔(一財)全日本剣道連盟「剣道試合審判規則」及び「剣道試合審判細則規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	27
基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○競技が行われるグラウンドの表面は安全でなければならない。 ○表面の種類として認められているのは、芝、土、砂、雪または人工芝(ワールドラグビー競技に関する規程第22条に従ったもの)である。 ○フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを超えない。 ○両インゴール(トライライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。 ○周辺区域は、可能な限り、幅が5メートル未満にならないようにする。 〔WORLD RUGBY「競技規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。 ○すべての競技場は芝生とし、ゴールポストが設置可能とする。			
(先催県の事例)			

競技名	スポーツクライミング(その1)	競技番号	28
基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設およびボルダー施設	摘要	高さ12m以上、ルート長さ15m以上の幅3m以上のルートを同時に2本以上設定できるリード施設 高さ5m、面積60㎡のボルダー施設2基 1会場で実施
基準の主な内容			
競技場は、基本的には次のとおりとする。 1 リード競技 (1) ウォールは以下の仕様による。 ① ウォールは、ルートの長さで15m以上が設定できるもの、高さは12m以上を必要とする。 ② ルートの幅は、3m以上とする。 ③ ルートは、2ルート以上同時に設定可能な近似形態とする。 ④ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。 ⑤ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。 ⑥ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。 (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。 ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。 また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。 ② ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。 (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。 (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。 (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ及びストップウォッチをウォール面ごとに設置する。 (6) 残り時間を確認できるデジタル式大型時計を選手や観客から見えるように設置する。 (7) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技運営手引きによる。			
 ルートの長さは15m以上とする ルートの幅は3m以上とし、同時に2本以上を設定する			

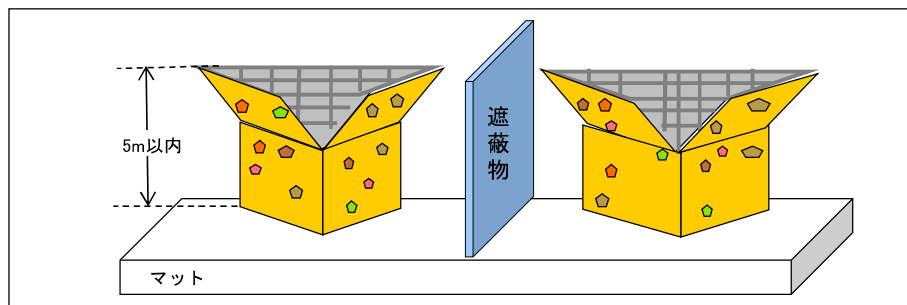
競技名	スポーツクライミング(その2)	競技番号	28
-----	-----------------	------	----

基準の主な内容

2 ボルダー競技

(1) ウォールは、以下の仕様による。

- ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
 - ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
 - ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
 - ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
 - ⑤ ウォール2基は、お互いのルート(プロブレム)が見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
 - ⑥ ウォールの傾斜は、最小を85度、最大を150度とし、かつ平均を約120度とする。
 - ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
 - ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
 - ⑨ ウォールの設置場所が室外の場合は、雨天対策を施すものとする。
 - ⑩ 必要に応じて、ルート・セッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
 - ⑪ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるようなマットを設置するものとする。
 - ⑫ ウォールの設置場所が室内の場合は、空調設置等で温度変化が少なくなるように留意する。
- (2) アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。
- ① アイソレーション・ゾーンは、原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
 - ② アイソレーション・ゾーンには、ウォームアップ用のウォール(原則として高さ3m、幅5m以上)を2面以上設けなければならない。
- (3) ウォールに隣接して、ルートが見えない場所にコール・ゾーン(原則として競技者8名以上を収容できる場所)を設置しなければならない。また、競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。
- (4) 審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。
- (5) 審判用器具としてビデオカメラ、モニターテレビ及びストップウォッチをウォール面ごとに設置する。
- (6) 残り時間を確認できるデジタル式大型時計を選手や観客から見えるように設置する。
- (7) 競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。
- (8) その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国民スポーツ大会スポーツクライミング競技運営手引きによる。



〔(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設認定規則」及び「国民スポーツ大会スポーツクライミング競技施設設置基準」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ボルダー競技とリード競技は隣接した施設を会場とする。
- ボルダー競技のウォール設置場所は、屋内とすることが望ましい。

(先催県の事例)

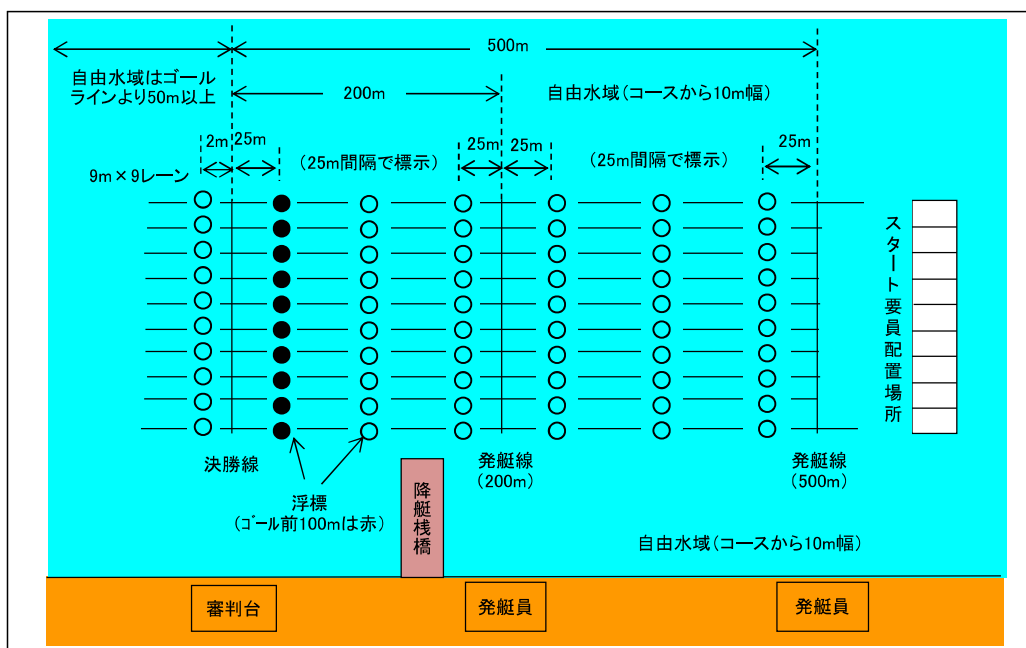
競技名	カヌー（その1）	競技番号	29
基準	1 カヌースプリント （公社）日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1（艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。） 2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター （公社）日本カヌー連盟が適当と認める河川1、艇庫1（艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい。）	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。

基準の主な内容

コースは次のとおり。

(1) カヌースプリント

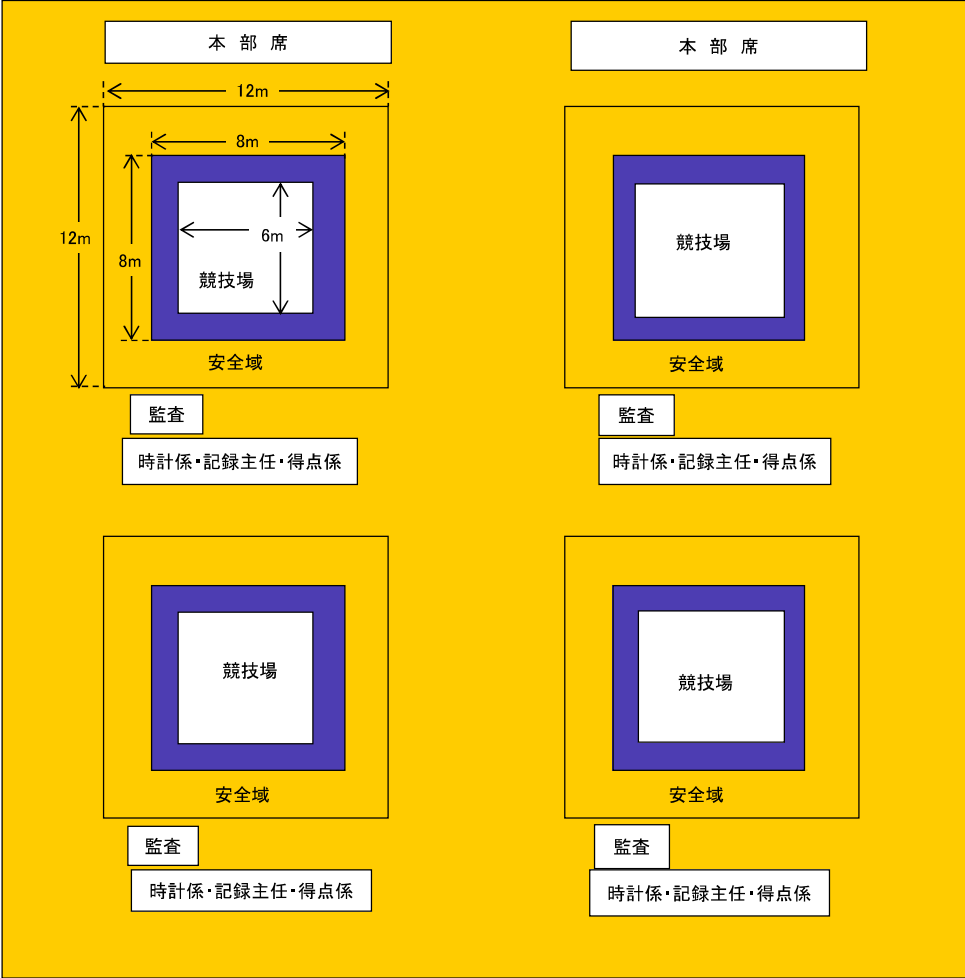
- 水路は、静水で長さ500m、レーン巾9m、9レーンとし、深さ1.5m以上で連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- 直線で一定方向とし、各レーンは平行であり、各レーンの幅は9m以上とする。
- 水深は、コース全域にわたり1.5m以上あることを原則とする。
- 最後の浮標は、白色角浮標を決勝線の2m先に設ける。
- 決勝戦に向かって左端から第1レーンとする。
- 発艇線及び決勝線は、コースに直角でなければならない。
- 発艇は、自動発艇装置によるものとし、決勝判定は連盟が公認した写真判定システムによるものとする。

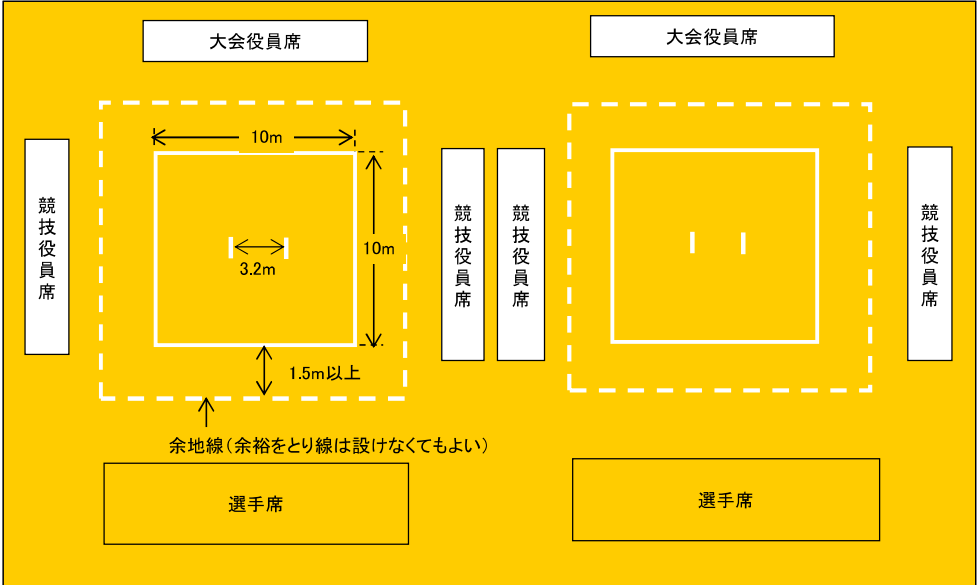


〔(公社)日本カヌー連盟「カヌースプリント競技規則」及び「国民スポーツ大会特別規則」から抜粋〕

競技名	カヌー（その2）	競技番号	29
基準の主な内容			
(2)カヌースラローム ○コースは150m以上400m以内で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。 ○ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。 ○水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。 ○発艇・決勝に、連盟が公認した電子判定システムを設置する。			
〔(公社)日本カヌー連盟「国民スポーツ大会特別規則」から抜粋〕			
(3)カヌーワイルドウォーター ○コースは全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので1500mを基準とする。 ○水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。 ○発艇・決勝に、連盟が公認した電子判定システムを設置する。 ○スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。			
〔(公社)日本カヌー連盟「国民スポーツ大会特別規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○コースの設定では、環境面に配慮することやゲートなどのコース器具の設置ができること。			
(先催県の事例)			

競技名	アーチェリー	競技番号	30
基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
基準の主な内容			
競技場は、次のとおりとする。 矢止めとして効果的なネット、盛土又は同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって、50mの距離は減少することができる。 北 +/-20° シューティングライン (5m以上の間隔) ターゲットライン 右へ全て → 3mライン シューティングライン メディアライン ウエイトライン (ダブルウエイトライン) 120m以上 競技者エリア 50m 20m以上 90m 70m 3m 10m以上 5m以上 10m以上 90m以上 バリア			
○ウエイトラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要なときにはダブルウエイトライン等を設置することができる。 ○観客の安全のため、競技場の周囲に適当なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。 ○バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。 ○標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。 この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。			
〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。 ○オリンピックラウンドおよびコンパウンドマッチラウンドでは、イリミネーションラウンドおよびファイナルラウンドの間、競技が進行している間に競技者が練習できるように、競技会場の近くに練習会場を併設する。			
(先催県の事例)			

競技名	空 手 道	競技番号	31
基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。 大会会場に2mのスペースがない場合、1.5mに減らすことができる。 ○競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があつてはならない。 ○使用するマットは、全空連承認のものであること。 〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	銃 剣 道	競技番号	32
基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○試合場の床は板張りを原則とする。 ○試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。 ○試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。 ○試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。 〔(公社)全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則」及び「銃剣道試合・審判細則」から抜粋〕			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例) 規定の競技場2面⇒1面			

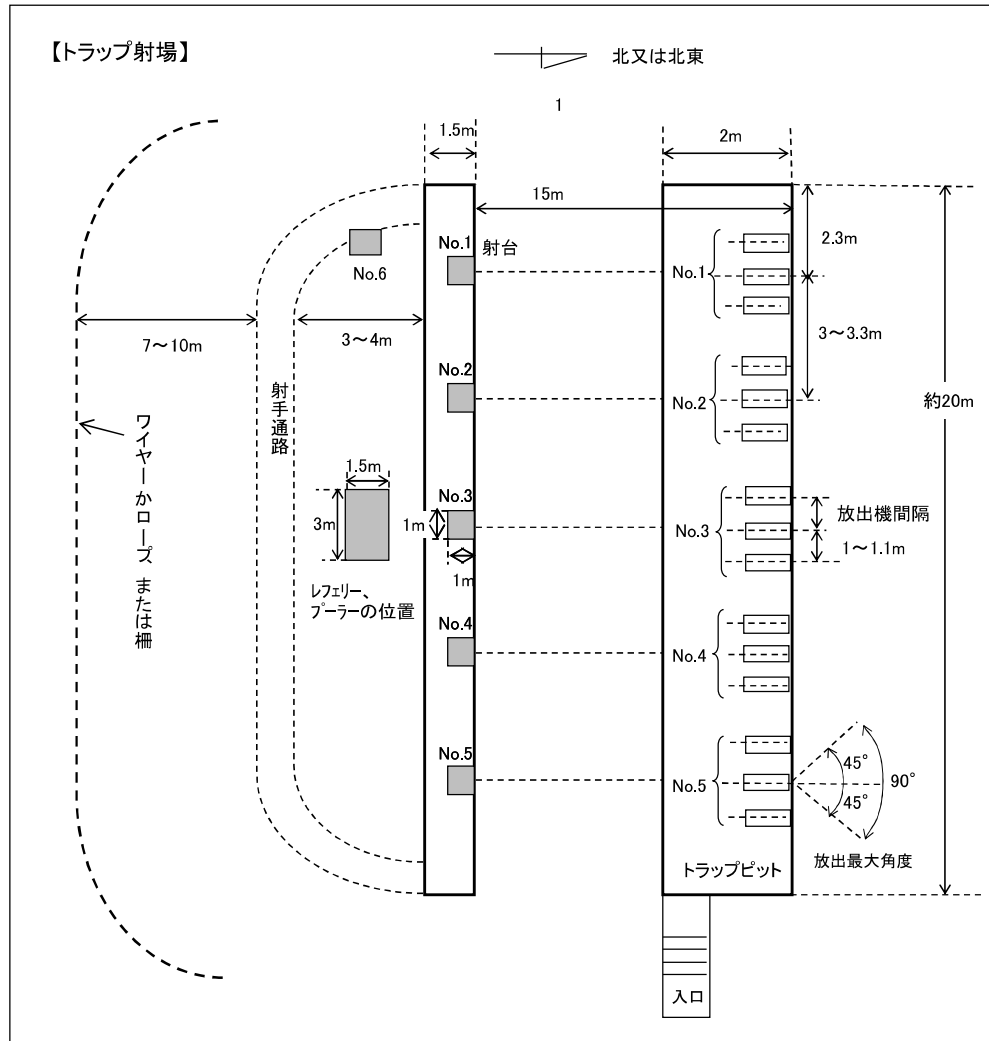
競技名	クレ射撃(その1)
-----	-----------

競技番号	33
------	----

基準	規定の射場トラップ1面、スキート1面	摘要	
----	--------------------	----	--

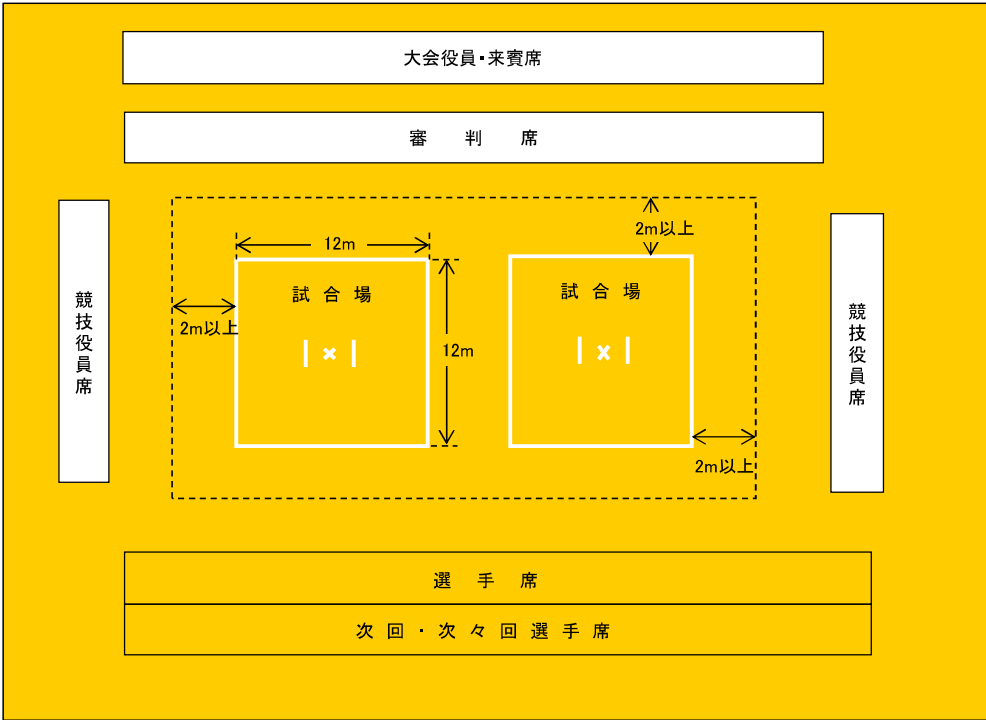
基準の主な内容

規定の射場は、次のとおり。



- トラップピットの内部寸法は、端から端までが約20m、前後幅が2m、そして床面から屋根下面までが2mから2.1mとしなければならない。
- トラップピットの前縁から15m後方の距離にある直線上に5つの射台が設置されなければならない。
- 射台の線の3mないし、4m後方には、射手が5番射台から6番の位置に移動するための通路を設けなければならない。
- 通路の後ろ7mから10mのところにワイヤー、ロープ、或いは他の適当な柵を設置しなければならない。
- 射台とレフェリーの立つ位置、及び操作員の場所は、日光、及び雨に対して適当な保護がなされていなければならない。

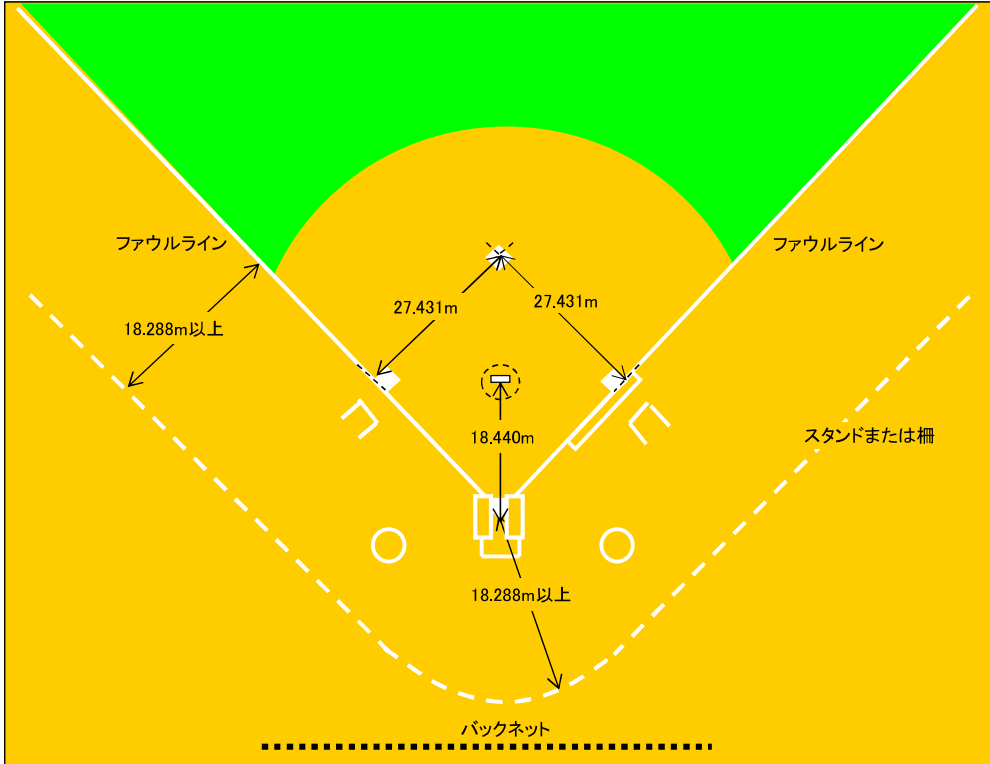
基準の主な内容	
【スキート射撃場】 北又は北東 4 クレーの飛行線 標的交差点 標的飛距離 67～69m 射撃限界点 40.3m±10cm ハイハウス 1番射台 2番射台 3番射台 4番射台 5番射台 6番射台 7番射台 8番射台 ローハウス 標的飛距離 67～69m 射撃限界点 40.3m±10cm 4.6m 5.5m 36.80m 19.20m 0.9m 1.85m 8.13m 7～10m ワイヤーかロープ、または柵 射台の拡大図 0.9 0.9m	
○スキート射撃場は、半径19.20mの円弧及びその円弧の中心から5.5mのところ引かれた、長さ36.80mの基線上（許容誤差±0.1m）に配置された2つのハウス（ハイハウスとローハウス）と8つの射台からなる。 ○1番射台から7番射台における射撃限界点は、ハウス全面から40.3m±10cmの地点である。 ○4番射台後方7mから10m辺りに、射台の円弧に大体沿って、ワイヤーかロープ、または適当な素材の柵を設け、観衆が立ち入らないようにする。	
〔（一社）日本クレー射撃協会「射撃競技に関する技術規定」から抜粋〕	
（配慮すべき事項）	
（先催県の事例）	

競技名	なぎなた	競技番号	34
基準	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	摘要	
基準の主な内容			
規定の競技場は、次のとおり。  ○試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。 ○試合場の外側に2m以上の余地を有する。 ○各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。 〔(公財)全日本なぎなた連盟「なぎなた-競技規定-」から抜粋〕			
(配慮すべき事項) ○コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。			
(先催県の事例)			

競技名	ボウリング		競技番号	35
基準	JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。 ・1会場で40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。	摘要	2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。	
基準の主な内容				
○(公財)JAPAN BOWLINGが定めている「ボウリング施設、設備及び競技用具の認証規格」による。				
(配慮すべき事項)				
(先催県の事例)				

競技名	ゴ ル フ		競技番号	36
基準	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール（3コース）の施設を有する競技場	摘要	2会場以上に分かれてもよい。	
基 準 の 主 な 内 容				
（配慮すべき事項） ○練習場があること。（打撃練習場については、距離250ヤード以上、20打席以上が望ましい。） 〔（公財）日本ゴルフ協会「国民スポーツ大会ゴルフ競技開催ゴルフ場の選定についての留意事項」から抜粋〕				
（先催県の事例）				

競技名	ト ラ イ ア ス ロ ン		競技番号	37
基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントディスタンス (スイム0.75km、バイク20km、ラン5km) でも可能とする。	
基 準 の 主 な 内 容				
○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。				

競技名	高 等 学 校 野 球（硬式、軟式）	競技番号	38
基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基 準 の 主 な 内 容			
規定の野球場は、次のとおり。  ○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を推奨する。 ○本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。 〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕			
（配慮すべき事項） ○ナイター照明があることが望ましい。 ○フェンス等はラバーを使用することが望ましい。			
（先催県の事例） 規定の野球場3面 ⇒ 硬式1面、軟式1面			

第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会事務局

(島根県島根かみあり国スポ・全スポ局内)

〒690-0876

島根県松江市黒田町 488-2

TEL:0852-67-4134 FAX:0852-67-4147

E-mail: kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp